

平成 3 0 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

8 月定例会
(8 月 29 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉

平成 30 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 3 号 8 月 29 日（水）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（8 番 西澤清正君、9 番 北川元気君）	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
選挙第 1 号上程	4
議案第 3 号上程（管理者提案説明）	5
議案第 3 号（質疑・討論）	14
2 番 獅山向洋君 質疑	14
杉山建設推進室長 答弁	14
2 番 獅山向洋君 再質疑	14
杉山建設推進室長 答弁	14
2 番 獅山向洋君 再々質疑	15
金田総務課長 答弁	15
6 番 西澤伸明君 反対討論	15
議案第 3 号（採決）	16
議案第 4 号上程（管理者提案説明）	17
議案第 4 号（質疑・討論）	19
6 番 西澤伸明君 質疑	19
杉山建設推進室長 答弁	20
6 番 西澤伸明君 再質疑	22

杉山建設推進室長	答弁	22
6番 西澤伸明君	再々質疑	22
杉山建設推進室長	答弁	23
2番 獅山向洋君	質疑	23
杉山建設推進室長	答弁	23
2番 獅山向洋君	再質疑	25
大久保管理者	答弁	26
2番 獅山向洋君	再々質疑	26
大久保管理者	答弁	27
議案第4号修正案(16番 安澤勝君提案説明)		27
議案第4号修正案(質疑・討論)		28
議案第4号修正案(採決)		28
議案第4号(採決)		28
議案第5号上程(管理者提案説明)		29
議案第5号(質疑・討論)		29
議案第5号(採決)		29
一般質問		30
5番 山内善男君	質問	30
新たな広域ゴミ焼却施設の建設について、改めて彦根市と4町の枠組みで 考え直すべきではないか		30
杉山建設推進室長	答弁	30
5番 山内善男君	再質問	31
大久保管理者	答弁	32
6番 西澤伸明君	質問	33
パブリックコメント実施結果について		33
候補地選定のあり方についてーゴミ問題に対する行政の基本姿勢に関わ ってー		34
ゴミ処理の枠組みを根本から見直すことの重要性について		34
杉山建設推進室長	答弁	34
6番 西澤伸明君	再質問	36
杉山建設推進室長	答弁	37
16番 安澤 勝君	質問	39
周辺地域で反対運動をされている皆さんの心情をどのように感じ取ってい るのか		39

中山投棄場での教訓を生かした行政運営をすべきと考えるが、当局の見解は	39
今後、彦根愛知犬上広域行政組合としてどのような方向に舵を切っていくのか。また、検討委員会の存続についてもどのように取り扱いされるのか	39
この事業に限り、広域行政枠をはずして、これまでと同様に1市4町別の施設で対応することが望ましいのではないか	39
杉山建設推進室長 答弁	40
2番 獅山向洋君 質問	42
竹原区における用地買収の進捗状況について	42
環境影響評価・断層調査・地歴調査・地形測量調査について	42
議会の議決すべき事件に関する条例との関係について	43
竹原区及び周辺区に対する愛荘町長の姿勢について	44
前市長から大久保市長への市長引継書について	45
杉山建設推進室長 答弁	45
有村副管理者 答弁	47
大久保管理者 答弁	47
2番 獅山向洋君 再質問	48
杉山建設推進室長 答弁	51
大久保管理者 答弁	52
2番 獅山向洋君 再々質問	52
杉山建設推進室長 答弁	53
大久保管理者 答弁	54
会議案第2号上程（10番 安藤博君提案説明）	55
会議案第2号（質疑・討論）	56
会議案第2号（採決）	56
閉会	56

8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第3号）

平成30年8月29日（水）

議 事 日 程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 選挙第1号 彦根愛知犬上広域行政組合議会副議長の選挙について
- 第6 議案第3号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一
般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 第7 議案第4号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一
般会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて
- 第9 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 選挙第1号 彦根愛知犬上広域行政組合議会副議長の選挙につい
て
- 日程第6 議案第3号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組
合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組
合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同
意を求めることについて
- 日程第9 一般質問
- 追加日程 会議案第2号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議

決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案

会議に出席した議員（19名）

1番	木村	修君	11番	夏川	嘉一郎君
2番	獅山	向洋君	12番	澤田	源宏君
3番	富永	勉君	13番	中野	正剛君
4番	北川	和利君	14番	杉原	祥浩君
5番	山内	善男君	15番	小菅	雅至君
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君
7番	木下	茂樹君	17番	河村	善一君
8番	西澤	清正君	18番	高橋	正夫君
9番	北川	元気君	19番	西川	正義君
10番	安藤	博君			

会議に欠席した議員（0名）

議場に出席した事務局職員

事務局長	神細工	信二	事務局副主幹	藤野	知之
事務局次長	金田	憲治	書記	高橋	大

会議に出席した説明員

管理者	大久保	貴君	事務局長	神細工	信二君
副管理者	山田	静男君	総務課長	金田	憲治君
副管理者	有村	国知君	紫雲苑場長	上田	文夫君
副管理者	伊藤	定勉君	中山投棄場長	山本	登君
副管理者	野瀬	喜久男君	建設推進室長	杉山	暢基君
副管理者	久保	久良君	中山投棄場主幹	野瀬	次夫君
会計管理者	和気	豊文君	建設推進室主幹	宮川	伸夫君

会議に欠席した説明員（0名）

午後 1 時 58 分開会

○議長（西川正義君） 皆さん、こんにちは。本日は大変お暑い中、お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

今定例会の開会に当たりまして、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、一言、ごあいさつを申し上げます。皆様方には、残暑厳しい折ながら、またお忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。そして、今日、たくさんの傍聴の方もお見えいただいております。どうもありがとうございます。

また、平素から議員の皆様方には当組合の運営管理に格別のご支援、ご協力を頂戴しておりますこと、併せてお礼申し上げたいと思います。

今定例会は、平成 29 年度（2017 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）、彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、それぞれ議案を提出させていただきますので、何卒、慎重なるご審議の上、適切なるご議決を頂戴しますようお願い申し上げますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまから、平成 30 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、19 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 30 年 8 月定例会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（西川正義君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、ただいま、ご着席の議席といたします。3 番 富永勉君。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（西川正義君） 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、8 番 西澤清正君および 9 番 北川元気君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（西川正義君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、

本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 4 諸般の報告

○議長（西川正義君） 次に、日程第 4、諸般の報告を行います。

管理者から地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 29 年度（2017 年度）彦根愛知犬上広域行政組合繰越明許費繰越計算書が報告第 1 号として、議長あてに提出されましたので、お手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

日程第 5 選挙第 1 号 彦根愛知犬上広域行政組合議会副議長の選挙について

○議長（西川正義君） 次に日程第 5、選挙第 1 号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にいたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 異議ありの声が出ました。それでは、ご異議がございますので、選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場を閉鎖）

ただいまの出席議員数は、19 人です。

次に、立会人を指名いたします。立会人に、10 番 安藤博君、11 番

夏川嘉一郎君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名でお願いをいたします。

（投票用紙の配布）

投票用紙、皆さん、配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 投票箱を確認いたします。

（投票箱の確認）

異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1 番から順番に投票をお願いいたします。

（西川議長が議席順に氏名を読み上げ投票）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。10 番 安藤博君、11 番 夏川嘉一郎君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（西川正義君） それでは選挙の結果を報告します。投票総数 19 票、有効投票 19 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、富永勉君 14 票、木村修君 2 票、西澤伸明君 2 票、安澤勝君 1 票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 5 票であります。したがって、富永勉君が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○議長（西川正義君） ただいま、副

議長に当選されました富永勉君は議場におられますので、当選の告知をいたします。それでは、富永勉副議長からごあいさつをお願いいたします。

○副議長（富永勉君） 皆さん、こんにちは。ただいま、皆様のご推挙によりまして副議長に就任させていただくことになりました多賀町議会の富永でございます。皆様方のご支援、ご指導を仰ぎながら副議長の役職を務めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西川正義君） どうもありがとうございます。

日程第6 議案第3号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

○議長（西川正義君） 次に日程第6、議案第3号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第3号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、お手元の議案書で別冊としております議案第3号 平成29年度（2

017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについての概要についてご説明を申し上げます。

財政状況の厳しい折柄でございましたが、予算執行には十分留意をいたしまして、可能な限りにおいて経費の節減に努めてまいりました結果、平成29年度一般会計歳入歳出決算では、予算総額それぞれ4億2294万9千円に対しまして、歳入決算額は4億1573万2997円、歳出決算額は3億8752万2009円、歳入歳出差引額が2821万988円となったものでございます。なお、本決算につきましては、去る7月27日に監査委員による決算審査を実施していただきまして、決算に係る調書等についてはいずれも関係法令に準拠し作成され関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適性に表示されているものと認めたとのご意見を頂戴しておりますので、ご報告をさせていただきます。

詳細につきましては、事務局からご説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西川正義君） 続いて事務局から詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） それでは議案第3号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて、お手元の平成29年度（2017年度）一般会計歳入歳出

決算書によりまして、少々お時間をいただきまして決算の内容をご説明させていただきます。なお、去る8月20日に開催されました全員協議会で、事務局長より詳細にわたっての説明がなされておりますので、本日は主要な部分について抜粋して、ご説明をさせていただきます。

失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書1ページをお開き願います。歳入予算額および歳出予算額は、それぞれ4億2294万9千円でございます。これに対しまして、歳入決算額は4億1573万2997円、歳出決算額は3億8752万2009円で、歳入歳出差引残額は2821万988円となり、決算上剰余金は2821万988円で、この決算上剰余金は、地方自治法第233条の2の規定により、平成30年度の歳入に編入するものでございます。

次に2ページ、3ページをお願いいたします。歳入と歳出に係る決算の総括表でございます。まず、2ページの歳入の総括でございます。一番右列の欄で予算現額と収入済額との比較をしております。一番下の歳入合計では、予算額より721万6003円少ない収入となっております。なお、不納欠損額および収入未済額はございませんでした。次に3ページ、歳出の総括でございます。一番右列の欄で予算現額と支出済額との比較をしております。一番下の歳出合計では、予算現

額と支出済額との差額3542万6991円で、その内訳として、右から3列目の翌年度繰越額1831万7000円と不用額となった1710万9991円でございます。

次に、歳入歳出の詳細につきましては、4ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。なお、歳入につきましては、収入済額で、歳出につきましては、目の支出済額を中心に説明させていただきます。まず、歳入についてご説明いたします。

第1款 分担金及び負担金は、組合規約および負担金に関する条例の規定により、起債償還経費および管理運営経費を構成団体で按分いたしまして、右から4列目の収入済額の欄でございますが、合計で3億4535万5000円を構成市町にご負担いただき、収入いたしました。内訳といたしまして、第1項 分担金、第1目 分担金、第1節 市町分担金につきましては、起債償還経費として626万8000円、また、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金につきましては、管理運営経費として3億3908万7000円を収入いたしました。なお、各構成市町別の内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。続きまして、使用料及び手数料でございますが、第2款 使用料及び手数料は、合計で2807万7440円を収入いたしました。第1項 使用料、第1目 衛生使用料、第1節 斎場使用料につきましては、人体、動

物の火葬等で 2627 万 4000 円を収入いたしました。

次に 5 ページに移っていただきまして、第 2 節 投棄場使用料であります。有料取扱いの埋立てごみ分を中継基地事業として処理いたしまして、180 万 3440 円を収入いたしました。

次に、第 3 款 国庫支出金は、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 衛生費国庫補助金、第 1 節 清掃費補助金につきまして、国の循環型社会形成推進交付金 338 万 7000 円を収入いたしました。

次に、第 4 款 財産収入は、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金、第 1 節 利子及び配当金につきまして、備考欄に記載の四つの各基金の定期預金の利息で 6 万 7946 円を収入いたしました。

次に、第 5 款 繰入金金は、第 1 項 基金繰入金、第 4 目 退職手当基金繰入金、第 1 節 退職手当基金繰入金につきまして、退職者がありましたことから退職手当基金から 1557 万 1071 円を繰入れいたしました。

次に、第 6 款 繰越金は、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金、第 1 節 前年度繰越金につきまして、前年度からの繰越金として 2316 万 1791 円を収入いたしました。

次に、第 7 款 諸収入は合計で 11 万 2749 円を収入いたしました。6 ページにわたっていますが、第 1 項 組合預金利子、第 1 目 組合預金利子、第 1 節 組合預金利子は、定期預金利

子で、30 円を収入いたしました。第 2 項 雑入、第 1 目 弁償金、第 1 節 弁償金につきましては、収入がございませんでした。また、第 2 目 雑入、第 1 節 雑入は、合計 11 万 2719 円を収入いたしました。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

以上が、歳入の決算でございまして、予算現額 4 億 2294 万 9 千円に対しまして、収入済額 4 億 1573 万 2997 円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。収入率にして 98.29% でした。

次に、歳出の決算事項別明細書をご説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。第 1 款 議会費は、議会運営に要しました経費でございまして、予算現額 34 万 5 千円に対しまして、支出済額 32 万 7536 円、不用額が 1 万 7464 円でした。内訳といたしまして、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費、第 9 節 旅費は、8 月、2 月の組合議会定例会と 6 月、12 月、3 月の臨時会およびそれらに伴う全員協議会の議員の費用弁償として、右から 4 列目の支出済額の欄でございますが、29 万 4000 円を支出いたしました。第 1 1 節 需用費は、議会資料の印刷代等で、1 万 822 円を支出いたしました。第 1 2 節 役務費は、議員への資料等の送付料として、2 万 2714 円を支出いたしました。

次に、第 2 款 衛生費は、組合の総

務課、紫雲苑、中山投棄場、建設推進室の管理運営に係る経費でございまして、予算現額 4 億 1533 万 6 千円に対しまして、3 億 8092 万 7693 円を支出いたしました。なお、1831 万 7000 円を今年度へ明許繰越してございまして、不用額につきましては、1609 万 1307 円でございます。

第 1 項 衛生管理費、第 1 目 一般管理費は、総務課の事務経費および職員の人件費等でございます。予算現額 1 億 6571 万 1 千円に対しまして、1 億 6267 万 6834 円を支出いたしました。不用額は 303 万 4166 円でございます。内訳といたしまして、第 1 節 報酬は、監査委員 2 名の報酬で、16 万 8000 円を支出いたしました。第 2 節 給料および第 3 節 職員手当等は、当組合職員のプロパー職員 7 名および市町派遣職員 7 名に係るもので、所属別の内訳といたしましては、総務課 4 名、紫雲苑 4 名、中山投棄場 3 名、建設推進室 3 名で、合計 14 名分となります。第 2 節 給料は 5269 万 1100 円、第 3 節 職員手当等は、昨年度、紫雲苑で定年退職者があり、その退職手当をはじめ、通勤手当、期末勤勉手当、時間外手当などで、6187 万 8667 円を、それぞれ支出いたしました。第 4 節 共済費は、組合のプロパー職員 7 名、市町派遣職員 7 名の計 14 名に係ります。県市町村職員共済組合費、県市町村職員互助会費と、嘱託職員 4 名と臨時職員 4 名の計 8 名に係る社会保険

料、雇用保険料で、合計 2237 万 6017 円を支出いたしました。第 5 節 災害補償費は、支出がございませんでした。第 7 節 賃金は、嘱託職員として紫雲苑場長 1 名、中山投棄場主幹 1 名、建設推進室主幹 2 名と、臨時職員として紫雲苑に 1 名、中山投棄場に 2 名、建設推進室に 1 名の合計 8 名分で、1588 万 4254 円を支出いたしました。第 9 節 旅費は、県や関係機関の会議、研修会への出張旅費で、2 万 840 円を支出いたしました。次に 8 ページをお願いいたします。第 10 節 交際費は、慶弔費として 1 万 800 円を支出いたしました。第 11 節 需用費は、事務用品等の消耗品費、公用車ガソリン代の燃料費等で、合計 61 万 2318 円を支出いたしました。第 12 節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料等で、合計 27 万 1448 円を支出いたしました。次に、第 13 節 委託料は、弁護士顧問料、県市町村職員共済組合への職員健康診断委託、財務会計システム等の保守委託、また、新地方公会計制度支援委託業務費用で、合計 333 万 1922 円を支出いたしました。第 14 節 使用料及び賃借料は、複合機のリース料、豊栄のさとの組合事務所使用料、ホームページソフトウェア使用料等で、合計 182 万 5248 円を支出いたしました。第 19 節 負担金、補助及び交付金は、市町派遣職員の退職手当組合負担金、社会保険協会費、組合の職員互助会への負担金、職員研修受

講負担金で、合計 360 万 6220 円を支出いたしました。第 2 2 節 補償、補填及び賠償金は、支出はございませんでした。

次に、第 2 目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金からの積立分と、定期預金の利息分で、合計 2171 万 476 円を積立ていたしました。

第 3 目 投棄場重機・施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で、3678 円を積立ていたしました。

第 4 目 斎場施設整備基金積立金は、定期預金の利息分で、74 円を積立ていたしました。

第 5 目 退職手当基金積立金は、プロパー職員 7 名分に係る県市町村職員退職手当組合により定められた率の積立分と定期預金の利息分で、合計 365 万 4066 円を積立ていたしました。

次に 9 ページをお願いいたします。第 2 項 保健衛生費、第 1 目 斎場管理費は、紫雲苑の運営・維持管理に要した経費でございまして、予算現額 2644 万 9 千円に対しまして、2560 万 228 円を支出いたしました。不用額につきましましては、84 万 8772 円でございます。内訳といたしまして、第 9 節 旅費は、情報交換、施設見学会への出席に係るもので、2200 円を支出いたしました。第 1 1 節 需用費は、事務用品、火葬時に使用いたしますローソク、お香等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、電気・水道等の光熱水費等で、合計 1515 万 6145 円を支出いたしま

した。次に、第 1 2 節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料、また、浄化槽法定検査手数料、建物火災保険料で、合計 32 万 4470 円を支出いたしました。第 1 3 節 委託料は、火葬施設の維持管理や設備の法定点検等に関する委託および草刈や除雪作業等の業務委託で、合計 984 万 2173 円を支出いたしました。なお、内訳につきましましては、備考欄のとおりでございます。合計 1 0 業務の委託を行ったものでございます。次に、第 1 4 節 使用料及び賃借料は、複合機リース料、NHK放送受信料、AED賃借料で、合計 16 万 1100 円を支出いたしました。次に、第 1 8 節 備品購入費は、車いすと電動式のドライバーを購入し、合計 9 万 4140 円を支出いたしました。次に、第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、日本環境斎苑協会費で、2 万円を支出いたしました。

続きまして、第 3 項 清掃費につきまして、第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要した費用でございまして、予算現額 1 億 5852 万 5 千円に対しまして、1 億 4665 万 2453 円を支出いたしました。また、不用額は、1187 万 2547 円でございます。内訳といたしまして、第 4 節 共済費は、中山投棄場の搬入物検査員・日直員 7 名の労災保険料で、6 万 183 円を支出いたしました。次に、1 0 ページをお願いいたします。第 7 節 賃金は、中山投棄場

の搬入物検査員・日直員の賃金で、合計 536 万 660 円を支出いたしました。第 8 節 報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく、地元への環境保全経費で合計 341 万 6000 円を支出いたしました。内訳につきましては、鳥居本学区自治連合会へ 224 万 4000 円、中山町中山自治会へ 112 万 2000 円、三津屋町農業組合へ河川清掃費として 5 万円でございます。第 9 節 旅費は、廃棄物に関する説明会等への出席に係る出張旅費で、5220 円を支出いたしました。次に、第 11 節 需用費は、事務用品や浸出水処理用薬品、公用車・重機の燃料費、食糧費として会議用のお茶代、計量伝票など印刷物に係ります印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、浸出水処理設備、中継基地施設および経年劣化による重機修理などに係る修繕料で、合計 1944 万 8570 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。第 12 節 役務費は、電話・FAX・インターネット通信料、また、重機の検査手数料等、建物共済保険や 2 トンダンプ等公用車の保険料で、合計 74 万 4865 円を支出いたしました。第 13 節 委託料は、中山投棄場および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関し必要となる業務委託を行いまして、合計 1 億 1313 万 287 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりで、合計 19 の業務の

委託を行ったものでございます。

続きまして、11 ページをお願いいたします。第 14 節 使用料及び賃借料は、コピー機、公用車、軽ダンプおよびインターネット用パソコンの各リース料、NHK 放送受信料で合計 51 万 5552 円を支出いたしました。第 16 節 原材料費は、場内整備、補修用の砕石および山土の購入で合計 34 万 2000 円を支出いたしました。第 18 節 備品購入費は、計量におけるトラックスケールデータ処理装置や監視カメラシステム等を購入いたしまして、合計 156 万 3516 円を支出いたしました。第 19 節 負担金、補助及び交付金は、三重県伊賀市への環境保全の負担金と県廃棄物適正管理協議会費で合計 203 万 3000 円を支出いたしました。第 27 節 公課費は、2 トンダンプ等の自動車重量税、印紙代で 3 万 2600 円を支出いたしました。

次に、第 2 目 塵芥焼却場費は、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございまして、予算現額 3920 万 5 千円に対しまして、2062 万 9884 円を支出いたしました。なお、今年度への繰越明許費として、1831 万 7 千円を繰り越しております。また、不用額は、25 万 8116 円でございます。内訳といたしまして、第 8 節 報償費は、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員 10 名の報償費で、31 万 3200 円を支出いたしました。第 9 節 旅費は、

検討委員会委員の委員会出席に係る費用弁償および県や関係機関の会議、先進処理施設見学等に係る出張旅費で、23万360円を支出いたしました。第11節 需用費は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、食糧費として検討委員会委員用のお茶代、資料作成・印刷代等で合計59万8091円を支出いたしました。第12節 役務費は、切手代、公用車の保険料で、合計5万3667円を支出いたしました。第13節 委託料は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等委託業務費として、また、収集運搬経費等比較資料作成業務費として、合計1907万2800円を支出いたしました。なお、愛荘町竹原区の周辺地域の状況から、事業実施を見送った地質調査の委託業務費1831万7千円につきましては、今年度への明許繰越をお認めいただいております。第14節 使用料及び賃借料は、建設推進室の公用車のリース料、また、県外先進施設視察において利用した高速道路使用料で合計18万1698円を支出いたしました。次に、12ページをお願いいたします。第18節 備品購入費は、職員間の情報共有を図るためのネットワーク型ハードディスクおよびビデオカメラ、また書類等収納用キャビネットボックスを購入し、14万5508円を支出いたしました。第19節 負担金、補助及び交付金は、廃棄物行政担当者研修会受講料で、3万4560円を支出いたしました。

続きまして、第3款 公債費、第1項 公債費は、投棄場の建設や改修に当たって借入れを行いました投棄場の施設整備事業債に係る償還として、合計で626万6780円を支出いたしました。内訳といたしまして、第1目 元金、第23節 償還金、利子及び割引料は、元金償還金として、617万1659円を支出いたしました。また、第2目 利子、第23節 償還金、利子及び割引料は、利子償還金として、9万5121円を支出いたしました。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、100万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございます。予算現額4億2294万9千円に対しまして、支出済額3億8752万2009円で、執行率は91.62%でございます。

次に、13ページに移っていただきまして、実質収支に関する調書は、千円未満四捨五入しておりますが、区分3の歳入歳出差引額は2821万1千円で、区分4 翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額1221万2千円で、区分5の実質収支額は差し引き1599万9千円でございます。

次に、14ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、1 公有財産の(1)土地および建物の状況につきましては、土地および建物ともに前年度と増減はございませんでした。

15 ページに移っていただきまして、2 物品につきましては、購入価格 50 万円以上の物品、備品の状況でございますが、決算年度中の増減といたしましては、ミニキャブトラックにつきまして中山投棄場で長年使用しておりましたが、調子が悪く修理を行ってまでの価値がないことから処分を行い、減となりました。また、トラックスケールデータ処理装置につきましては、計量装置自体の入れ替えを行ったことから、1 件増の 1 件減で、数としての増減はなく、したがって、決算年度末の現在高は前年度末現在高から 1 件減の 9 件ということでございます。

次に、3 基金につきましては、決算年度末、平成 29 年度末の現在高といたしまして、表の右から 2 列目の欄で、財政調整基金 1 億 740 万 8435 円、投棄場重機・施設整備基金 3689 万 3609 円、斎場施設整備基金 75 万 1076 円、退職手当基金 4610 万 5620 円で、四つの基金の合計で 1 億 9115 万 8740 円でございます。増減高といたしまして、内訳を備考欄に記載してございますが、利息分の積立のほかに財政調整基金は前年度繰越金からの積立増しをしております。また、退職手当基金は積立増しをしておりますが、昨年度定年退職者がありましたことから、基金から 1557 万 1071 円を取崩しております。したがって、四つの基金の合計では、前年に比べますと 979 万

7223 円の増となり、決算年度末の現在高といたしましては、1 億 9115 万 8740 円となりました。

以上が、平成 29 年度（2017 年度）一般会計歳入歳出決算でございます。

なお、本決算につきましては、去る 7 月 27 日に当組合監査委員による決算審査が行われ、決算に係る調書等は関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符号しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めた旨の審査意見をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、添付資料の平成 29 年度（2017 年度）主要な施策の成果および事務報告書についてご説明させていただきます。

決算から見た主要な施策の成果と事務報告書、関連附属資料によって構成されているものでございます。なお、事務報告書においては所属ごとに分かれておりますので詳細な説明は省かせていただきまして、ここでは主要な施策の成果のみ、簡単にご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。はじめに、ということで、当組合は一部事務組合でございます。1 市 4 町で共同処理する事務等について説明させていただいているものです。

次に、2 ページをお開き願います。まず、2. 平成 29 年度決算の状況で

ございます。(1)歳入の状況ですが表左下の合計にありますとおり、歳入の総額は4億1573万3千円で、内訳では表左上の分担金および負担金の3億4535万5千円、構成比で83.1%が歳入の根幹となっております。

前年度の決算額と比較しますと、財産収入において、前年度のような大きな収入はなく、マイナス514万7千円となっています。一方で、定年退職者に伴って基金を取崩したことにより、繰入金が1557万1千円の皆増となりました。また、繰越金につきましても平成28年度のほぼ倍増で2316万2千円となっております。更に、新ごみ処理施設に関して、国の循環型社会形成推進交付金の補助対象として国庫支出金338万7千円が皆増となっております。

3ページをお願いいたします。(2)歳出の状況では平成29年度決算額の合計にありますとおり、歳出決算額は3億8752万2千円で、予算額の91.6%を執行しております。なお、執行率において衛生費のうちの清掃費が84.6%と若干低くなっておりますが、これは、地質調査業務につきまして、今年度に明許繰越ししたことにより低くなっているものでございます。

次に、5ページをお開き願います。歳出決算の構成でございますが、目的別歳出で、前年度と比べますと議会費で8万5千円の増、衛生費では3512万7千円の増でございました。理由と

いたしまして、臨時議会は例年1回程度ですが、昨年度は3回開催されたことによるもの。また、昨年度は定年退職者があり、それに伴う退職手当の支払いがあったこと、新ごみ処理施設の建設候補地が愛荘町竹原区に決まり、新ごみ処理施設整備基本計画の策定等、具体の業務が始まったことによるものでございます。

また、性質別歳出で、前年度と比べてみますと、人件費と物件費が増えておりますが、これも退職手当と新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務の委託料で増となったものでございます。

次に、6ページ、7ページですが目的別歳出を、また、8ページ、9ページでは性質別歳出の前年度と比較した表をそれぞれ掲載しております。

10ページ以降は所属ごとの事務報告書で、31ページ以降は附属資料として人件費、修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費の明細と地方債の状況を記載しております。

以上で、主要な施策の成果および事務報告書の説明を終わらせていただきます。

最後になりますが、当組合の財源の根幹を成します分担金及び負担金は、財政厳しい中での構成市町からのご負担であることを肝に銘じ、組合業務を効率的、効果的に適正執行していくことが、何よりも大切なことであると考えておりますので、よろしくご審議

いただきますようお願いいたします。

○議長（西川正義君） これより質疑を行ないます。質疑の発言通告書が2番 獅山向洋君から提出されておりますので発言を許します。なお、一括質疑、一括答弁でございますので質疑は一括でお願いいたします。獅山議員。

○2番（獅山向洋君） それでは、平成29年度主要な施策の成果および事務報告書に対して質問いたします。この報告書の28ページに建設推進室に関するものがございます。そこで質問の①ですが、この建設推進室の部分の8行目以下にですね、その後、地元住民の反対により有力候補地を断念したこと等から、との記載がございます。そこでこの有力候補地というのはどこであったのか明らかにしていただきたい。

2番目の質問としてはですね、この有力候補地について、地元住民の反対があったというふうにおっしゃっているわけですが、いったいどのような反対があったのか具体的に説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 建設推進室の杉山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、要旨①の有力候補地とはどこだったのかについてお答えいたします。ここで言うております有力候補地とは、彦根市三津町・海瀬町地先のことでございます。

次に要旨②、地元住民の反対とはどのような反対があったのかについてお答えいたします。地元自治会および周辺自治会にお住まいの方から、環境汚染や健康被害、車両通行量の増加等を不安視するご意見の方を頂戴いたしております。なお、反対される方の中に、一部、地権者も含まれており、施設建設に必要な面積の土地を購入するに当たり、地権者からの同意を得ることが非常に困難であったことから、候補地とすることを断念しているものでございます。

○議長（西川正義君） 再質疑ありますか。獅山議員。

○2番（獅山向洋君） 今、三津・海瀬についてだけおっしゃったんですが、ここにはそうすると、その前の石寺町については入っていないということなんですか。

それからもう一つはですね、三津・海瀬としてですね、周辺自治会からも、というようなことをおっしゃったんですが、これは地元住民の反対には入らないんじゃないのかなと、こう思っております。

それともう一つですね、地元住民が反対とおっしゃるけれども、これは具体的に言えばですね、用地買収の見通しがつかなかったから取り止めたといういきさつだと私は思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） この

事務報告書の内容でいきますと、こちらでは平成22年の3月に建設推進室の方を設置したということで、その後、住民の反対により有力候補地というような表現をさせていただいておりますので、こちらでは三津・海瀬町のことを指しておるものでございます。

あと、地元住民の反対にならないということですが、周辺地域の方につきましても地元というような考えでありますので、地元の方からの反対があったというふうにこちらでは理解をしておりますが、地元住民の反対があったのは確かなんですけども、最終的には、その地権者の方の反対ということがありまして、その購入予定をしていた土地を全て購入することができないということで、そちらの候補地については建設することが不可能であるという判断の下、断念をしているということでございます。

○議長（西川正義君） 再質問ありますか。獅山議員。

○2番（獅山向洋君） こういう問題についてですね、一定の経過報告をなさるときにですね、もうちょっときちんとね、細かく正確に記載して欲しいと思うんですよ。これだとね、いかにも地元住民が反対したからだめになったかのようにおっしゃってるわけですけどね、本当はこれはね、まだ買収にも取り掛からずにですね、ただ地権者の一部分についてですね、とても

買収の目途がつかなかったからね、早めにこれ、切上げているわけなんですよ。それをね、地元住民の反対なんておっしゃるとね、賛成してた地元の住民もね、結構おられるわけでね、地元住民としては非常に不本意なね、表現になるんでね、この辺、十分注意していただきたいと思います。その点いかがでしょうか。表現、変えていただきたいんですよ、これね。どういうふうにお考えなんですか。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

[午後2時54分休憩]

[午後2時55分再開]

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） 今後は、きっちりと検討させていただきまして、記載をさせていただきます。これでよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 以上で、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。西澤議員。

○6番（西澤申明君） 決算議案の認定に関する討論を行います。

私は主に二つの部分で容認できないところがあるということを指摘をさせていただいて、その二つともがですね、当組合の行政運営の基本に関わ

ることだというように思いますので、決算の事業認定、これについても反対をするものです。

ごみ処理問題はですね、建設推進室が設置されたことで、当組合にとって重要事業の一つとなりました。選定経過に表れている問題は、行政姿勢の象徴として黙過できない状況です。それは行政と住民が情報を共有し合って、共に循環型社会、環境負荷を極力少なくするという役割から外れていると考えるものであります。先ほど説明がありました主な施策の成果および事業報告書の28ページ、獅山議員も指摘をされましたが、28ページの中ですね、選定作業が公平性や透明性の確保の観点からということ、選定委員会が、いわゆる公募による選定委員会を設定をされました。ところが、その途中から非公開になってしまったんですね。こういう点では、この行政運営の姿勢とも深く関わってくるものだと思います。

もう一つのところは、決算書の11ページ、塵芥焼却のところで委託料があります。そこで彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定業務ですね、これは以前にも質問をされた議員もありましたし、私も指摘をしたことがあります。竹原に決まるまでに契約書が交わされています。つまり、不特定の建設候補地そのものについても決まる前に契約が交わされて、そのまま進んでいます。そして、基本計

画、つまりごみ処理の場合はどのようにするのか、つまり広域の場合はこんなことがある、構成市町についてはこういう課題があるということで整理されるのはわかります。けれども、以前から指摘があるように竹原ありきでいきますとレイアウトや搬入路全て特定をされてしまいます。建設地が確定するまでにこういう基本計画が策定されること自体がおかしいというので、一旦、調査費が否決された経緯があります。もちろん、再議で原案執行権となりましたが、その点でも行政の住民と寄り添った運営を感じられない、そういう姿勢を感じてまいりました。そういう点では公明正大で住民に開かれた行政運営をあらためて、決算認定にあらためて求めて決算認定に容認できないことを表明して討論とさせていただきます。

○議長（西川正義君） 他に討論ありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第3号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについてを原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川正義君） ご着席ください。賛成多数であります。よって、議案第3号 平成29年度（2017年

年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第4号 平成30年度(2018年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)

○議長(西川正義君) 次に日程第7、議案第4号 平成30年度(2018年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[藤野議会事務局副主幹朗読]

○議長(西川正義君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) それでは、お手元の議案書で別冊としてございます議案第4号 平成30年度(2018年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

補正前予算総額3億9891万2千円に対しまして、歳入歳出それぞれ3904万9千円を追加いたしまして、予算総額を4億3796万1千円とするものでございます。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(西川正義君) 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(金田憲治君) それでは、議案第4号 平成30年度(2018

年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、お手元の一般会計補正予算書でご説明させていただきます。併せまして、別添の8月補正予算案の概要もご参照いただきますようお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。今回お願いいたします一般会計の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3904万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3796万1千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金につきまして、2360万5千円を増額し、3億8665万2千円とするものでございます。同じく、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、1544万4千円を増額し、1598万4千円とするものでございます。

また、3ページ、歳出は、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費につきまして、1462万7千円を減額し、1億4899万4千円とするもので、同じく第2款 衛生費、第3項 清掃費は5367万6千円を増額し、2億5394万1千円とするものでございます。

今回、お願いいたします補正予算に

つきましては、まず、人件費に関しまして、当組合の本年4月1日の人事異動によりまして、当初見込んでいました紫雲苑の場長職について派遣職員から嘱託職員となったこと、また、中山投棄場の場長職につきましても再任用の派遣職員となったことによりまして減額をお願いするものでございます。

その一方で、新ごみ処理施設の建設候補地が愛荘町竹原区に決定し、建設候補地が建設地になり得るかどうかが専門的に調査する必要がありますことから、環境影響評価、断層調査、地歴調査、地形測量調査の四つの調査業務につきまして、今回補正でお願いするものでございます。

また、中山投棄場の中継基地事業の期限が平成32年度末に迫っていますことから、新たな中継基地の整備計画策定業務につきましても、併せてお願いするものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為でございます。複数年にわたる業務につきまして、債務負担行為をお願いしようとするもので、その事項は環境影響評価業務で期間が平成31年度から平成34年度まで、限度額は1億9828万8千円をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出それぞれの説明につきましては、5ページから9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

説明につきましては、まず、歳出から説明させていただきますのでおそれ入りますが9ページをお開き願います。

3. 歳出におきまして、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費におきまして、補正前の額1億6043万3千円から1462万7千円を減額し、1億4580万6千円とするもので、内訳といたしまして第2節 給料は558万5千円の減額、第3節 職員手当等は533万6千円の減額、第4節 共済費は226万6千円の減額、第7節 賃金も3万1千円の減額、そして、第19節 負担金、補助及び交付金につきましても、140万9千円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、第2款 衛生費、第3項 清掃費、第2目 塵芥焼却場費におきまして補正前の額546万5千円に5367万6千円を増額し、5914万1千円とするものでございます。内訳といたしまして、第13節の委託料で、新ごみ処理施設に関しての四つの調査業務を計上するとともに中継基地整備計画策定業務をお願いするものでございます。なお、この四つの調査業務につきましては、補助率3分の1の国の循環型社会形成推進交付金の補助対象となりますことから、国の支出金1544万4千円を特定財源として見ております。

次に、10ページにつきましては、

補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。

それでは、歳入のご説明をいたしますのでおそれ入りますが、お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

2. 歳入におきまして、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金で、補正前の額3億6304万7千円に2360万5千円を増額し、3億8665万2千円とするものでございます。1市4町別の運営費負担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。なお、この負担金につきましては、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に区分けをして計算させていただいております。

最後に、8ページですが、同じく歳入の第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金は、補正前の額54万円に1544万4千円を増額し、1598万4千円とするものでございます。これにつきましては、先ほど9ページのところで説明いたしました四つの調査業務が国の循環型社会形成推進交付金の補助対象でありますことから、歳入として見込んでいるものでございます。

以上が、補正予算の説明でございます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（西川正義君） これより、質

疑を行います。質疑の発言通告書が2名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、6番 西澤伸明君、2番 獅山向洋君といたします。なお、一括質疑、一括答弁ですので質疑は一括でお願いいたします。6番 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 6番 西澤です。平成30年度の一般会計の補正予算の4ページ、第2表で説明がありました債務負担行為について質問するものです。

その内容は、環境影響評価業務として平成31年度から平成34年度までの間、1億9828万8千円と説明がありました。建設候補地問題は大きく揺れており、この業務を現時点で補正予算に計上したこと自体、以下のような重大な疑問が生じると考えるものであります。当局の見解を順次求めます。

一つは、竹原地区を対象に強行する予定なのか、こう思いました。

二つ目に、6月には彦根市議会および甲良町議会が建設候補地決定の見直しを求める意見書を可決しました。今、住民・議会から迫られているのは環境影響評価業務を外部委託する以前に、パブリックコメントでも強く、また数多く寄せられているように、学校が近いこと、二つの活断層に挟まれていること、構成市町のうちの7割を超えるごみを排出する彦根市から遠方地に運ぶ不合理など、管理者・副管

理者が真摯に、建設に適地か、という調査・吟味を真摯に誠実に行うことではないかと考えるものであります。

三つ目は、建設地決定に議会の議決が必要との条例が制定されている下で、全面的情報公開の上で、公平・公正に審議された議会決議の後、建設地確定に進めていくのが道理ではないのかと考えます。

四つ目に建設候補地をめぐる現状の中で、本債務負担行為は建設地がほぼ確定した後、提案すべきものではないのかと考えるものであります。

五つ目に、本予算を執行した後、評価を行った地域が、建設地として確定しなかった場合、その損失について誰が責任を持つのかという疑問が生じます。以上5点、まとめて質問しましたが、見解をお願いいたします。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) それでは、まず要旨①の竹原地区を対象に強行する予定なのか、についてお答えします。新たなごみ処理施設の建設につきましては、現在、平成39年度供用開始として計画しておりますが、その場合、本来、各種調査費用は今年度当初予算として計上させていただく必要がございました。ただし、ご承知のとおり主に候補地周辺地区の住民様から反対意見が出される中で、説明をより丁寧に行う必要があると判断し、当初予算における上程を見送らせていただいております。今回、環境影響評

価の債務負担行為を含めた各種調査業務を補正予算として上程させていただいている次第でございます。また、環境影響評価をはじめとする各種調査の実施につきましては、議員ご指摘の強行ではなく、むしろ各種調査を実施することにより、周辺住民様の不安を払拭できるものと考えております。なお、調査結果により、どうしても現在の候補地では業務を進めることができないと判明した際には、別の具体的な方向性を検討していくことになると考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

次に要旨②、管理者・副管理者が真摯に建設地に適地か、という調査・吟味を真摯に誠実に行うことではないかについてお答えします。これまでもご説明させていただいておりますが、愛荘町竹原区につきましては、現時点では建設候補地であり、真に建設地と成り得るかについては調査にて判断を行う必要がございます。当組合としましては、それら調査を行うことがさまざまな方からいただいております反対意見についての真摯な対応と考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、具体的にご指摘いただいております3点につきましては、まず、学校が近いことにつきましては、環境影響評価を実施することによって、新たなごみ処理施設を起因としてどのような影響が生じるか、また生じるのであればどのよう

な対策を講じるかについて、具体的に科学的なデータ等を用いてご説明させていただくことで、不安を解消できるものと考えております。2点目の二つの活断層に挟まれていることにつきましても、地質断層調査を実施することにより、正確な断層の位置を特定することによって、施設が安全に稼働できるような施設配置を計画することが可能となります。最後に、構成市町のうちの7割を超えるごみを排出する彦根市から遠方地に運ぶ不合理的については、現在、当組合において彦根市向けとはなりますが、中継基地を整備することについての検討資料を作成しております。中継基地を彦根市内に整備することによって、反対意見の搬入出車両による道路混雑や振動による周辺住民への生活への影響については抜本的に解消を図ることが可能となり、また、彦根市住民様に対する行政サービスの質の維持も可能となります。収集運搬に関する事項は、構成市町にて検討される事項とはなりますが、今後、当組合としましても、より具体的な検討を実施し、構成市町に対して提案をしてまいりたいと考えております。

次に要旨③、建設地決定に議会の議決が必要との条例が制定されている下で、全面的情報公開の上で、公平・公正に審議された議会議決の後、建設地確定に進めていくのが道理ではないのかについてお答えします。全面的

情報公開につきましては、出来る限りの情報公開には努めておりますが、候補地選定において、不採用となった各応募地の地名につきましては、公開しないことを前提に公募を行ったことから、当該情報を公開することにより住民の信頼を失うことになり、当組合において将来の同種の事務事業の公正または円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるため、候補地決定後においても非公開としておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。なお、建設地の確定につきましては議会の議決が必要となっておりますが、まずは各種調査を通して議員の皆様へ建設地としての妥当性を判断していただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に要旨④、建設候補地をめぐる現状の中で、本債務負担行為は建設地がほぼ確定した後、提案すべきではないかについてお答えします。先ほども申し上げましたが、現状では愛荘町竹原区は新たなごみ処理施設の建設候補地であり、今後、建設地としての適否を判断していく必要がございます。その過程として、地質断層調査や環境影響評価を行う必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

最後に、要旨⑤、本予算を執行した後、評価を行った地域が建設地として確定しなかった場合、その損失につい

て誰が責任を持つのかについてお答えします。建設地決定の議会の議決後に各種調査を実施した場合におきましても、調査の結果によっては、適地とならないことも想定されます。当組合といたしましては、補正予算として上程しております各種調査業務に関しては、愛荘町竹原区が真に建設地として適地かどうか、その妥当性を判断するための一つと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 以前から、その調査以前の問題として指摘をしてまいりました。つまり、今ある現状、状況の評価なんかでも活断層や学校の問題があります。そういう点では、管理者は政治的な判断、そして住民の安全・安心を最優先に公益性を重点にして考えねばなりません。そういうところから判断をして欲しいということによってまいりました。そこで5月15日の愛荘町の秦荘東学区の説明会において、なぜ竹原かの問いに対して管理者は行政から選定したのではなく、手を上げていただいたことで判断したというのを幾度も答弁されてまいりました。その、手を上げたこと以上にですね、公益を害する事象が存在するかは、公益を代表する管理者の最大の任務だと考えるんです。ですから、今ある現状の中で、今、否定的なところ、つまり住民の方々が反対をす

る根拠、これについてはいっこうに変わっていないというように私は思うんです。

そこで、その点を、まず考えねばならないのではないかとということで再質問させていただきます。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君）

昨年度から住民の方々からさまざまなご意見等、不安に思われていることというのは住民説明会等を通していろいろとお聞きしておりますが、住民の方々が反対する根拠について、いっこうに前に進んでいないというようなご指摘ではございますが、いただきましたご意見の中にあります収集車両の通行量が増大するでありますとか、環境、ダイオキシン等の影響についての不安でありますとか、通学路に対する不安であったりとか、そういった不安の要素につきましては、お聞きしましたことをこの施設整備基本計画の中に反映させていただいておりますので、そちらの方を反対いただいている、そういったものに不安をいただいている住民の方にご説明を丁寧にさせていただくことで、ご理解をいただけるものというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 今度の補正予算の8ページ、9ページにも環境影響評価の業務が出されています。つまり、債務負担行為が借入れの期間として

書かれています、そうであれば平成31年度から34年度までとなっていますが、30年度中に竹原以外でもこの借入れの対象とする問題、借入れについてですね、そういう期間を設けているというように考えていいんですか。それとも、この9ページに既に揭示をされていますので今年度から、つまり平成30年度から、この業務が始まるのだというように理解していいんでしょうか。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 環境影響評価につきましては、今年度からの分も補正予算として上げさせていただいております。今年度におきましては、実際、その地域の方とお話するという機会が半年ほどしかございませんので、そういった業務ではなく、今の既存の資料等をもとに進めていくようなものになりまして、今年、予定しておりますのは計画段階の配慮書というものを作成するというような業務になっておりますので、次年度以降について、この計画段階配慮書をもとに住民説明会等、進めていくというような形になります。本来、1年を通してということであれば、今年度については半年しかないのですが、4月から実施することであれば、その配慮書を作成し、住民説明会の方でもどういった形で環境影響評価を進めていくのかというようなご相談等もさせてい

ただきながら進めていこうという形になりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(西川正義君) 続いて2番 獅山向洋君。

○2番(獅山向洋君) それでは、平成30年度一般会計補正予算について質問いたします。

まずは、第一ですが予算書の4ページの債務負担行為でございます。環境影響評価業務で平成31年度から平成34年度まで1億9828万8千円の債務負担行為を提案しておられるわけですが、この各年度におけるですね、業務内容、またその金額を明らかにしていただきたいと思います。

それから2番目ですが、予算説明書の9ページに書かれております環境影響評価業務・断層調査業務・地歴調査業務・地形測量調査業務についてですね、それぞれ各業務の評価とか調査の業務内容をですね、もう少し詳しく説明していただきたい。特に実施する場所はどこなのかということについてですね、明確にお答えいただきたいと思います。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) それでは要旨①の一般会計補正予算書、4ページになります債務負担行為、環境影響評価業務、平成31年度から平成34年度、1億9828万8千円の各年度における業務内容およびその金額についてお答えします。この業務は、

新ごみ処理施設整備に当たり、施設周辺環境への影響を未然に防止することを目的に滋賀県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施するもので、平成30年度から平成34年度の約5年間を契約期間として実施したいと考えております。債務負担行為のうち、平成31年度の業務内容およびその金額ですが、平成30年度業務において作成を予定しておりますごみ処理施設建設が可能かを調査するに当たり、事業計画の特性および地域の特性を考慮し、早期段階における環境配慮を図るため作成します文書、先ほど申しました計画段階環境配慮書に基づき、その計画段階環境配慮書の公告・縦覧支援に係る業務、環境影響評価の方法を決めるに当たり、住民等の意見を聞くために作成する環境影響評価方法書の作成業務、また、前述の二つの業務に関連して住民等の意見に対する事業者としての見解書のとりまとめ、住民説明会の支援、滋賀県が設置する環境影響評価審査会への対応支援などに対して1404万円を計上しております。

続いて平成32年度ですが、環境影響評価方法書に基づき大気質、騒音、振動、水質、動植物や景観等に関する現況調査に対して、1億4688万円を計上しております。

平成33年度は、環境影響評価の結果について、環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、現況調

査の結果を踏まえ、環境影響の予測や環境保全対策の検討結果を示し、環境保全に対する考え方を示す環境影響評価準備書の作成および関連する住民説明会の支援、審査会対応の支援等に対して2916万円を計上しております。

最後に平成34年度ですが、準備書に対する意見や知事意見への対応等を踏まえた取りまとめを行い、条例に基づく、環境影響評価書の作成に対して820万8千円を計上しております。

次に要旨②でございますが、予算説明書9ページの環境影響評価業務・断層調査業務・地歴調査業務・地形測量調査業務について、各業務の評価・調査業務を実施する場所および具体的な業務内容についてお答えします。まず、環境影響評価業務につきましては、建設候補地竹原区およびその周辺において実施します。具体的な範囲につきましては、環境省による生活環境影響調査指針に基づく手法により、煙突排ガスが拡散する範囲について事前概略予測を行い、その範囲は最大着地濃度出現地点までの距離の2倍の範囲となります。例えば、最大着地濃度出現地点が、煙突の位置から半径600mの円周上に出たとすると、調査範囲は1200mとなります。業務内容は、先ほどお答えしました内容と重複いたしますが、計画段階環境配慮書の作成を行います。次に、断層調査業務についてですが、建設候補地では活断

層の撓曲帯の存在が推定されているため、断層の存在が推定される部分を横断する範囲で実施します。業務の内容としましては、断層の位置を特定するために浅層弾性波探査という方法で探査を実施いたします。なお、この探査方法は、地表で人工的に弾性波、地震波を発生させ、地下の地層境界で反射して戻ってくる反射波を地表でとらえることで、地下の地質構造を調べるものであり、地下の地質構造について視覚的なイメージを得ることができるものです。続いて地歴調査業務についてですが、建設候補地の範囲のみで実施いたします。業務内容としましては、登記簿や航空写真等、一般に公表されている資料による調査、現地踏査、聞き取り調査等により、建設候補地の土地の利用履歴を調べ、土壌汚染の可能性について評価することで、土壌汚染対策法に基づく汚染のおそれについて明確にいたします。また、調査報告に基づく土壌汚染状況調査計画の立案等を行うものでございます。最後に、地形測量調査業務ですが、建設候補地よりも若干広い範囲、周囲の地形がわかる範囲で実施いたします。業務内容としましては、建設候補地はなだらかな丘陵地であり、施設建設にあっては敷地造成が必要となることから、地形の把握を目的として基準点測量、現地測量、中心線測量等により地形測量を行うものでございます。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） さて、今の説明にもありましたようにですね、環境影響評価業務というのはね、非常に内容的に複雑、多岐にわたっております。しかも、今の説明ではあんまり明確には出てこなかったけども、竹原区ということ的前提にしていることは間違いないと思います。そこでですね、これは議員の皆さんがよくお考えいただきたいんですが、1億9828万ということですが、約2億円ということなんです。先ほど決算で出てきましたようにですね、この行政組合は1年間のこの決算でも4億4000万ぐらいなんです。ですから、大変なね、お金をね、ここへ注ぎ込もうとしていることは間違いないわけです。そこでですね、ぜひ管理者に聞きたいと思うんですけども、もし重要なところが用地買収できなくてですね、いいですか、反対運動とかそんなことは別なんです。用地買収ができなくて、環境影響調査、これだけの金を使いながらですよ、ばあになってしまったというときにね、誰がそのリスクを負うんですか。これね、最終的には地域住民がみな負わんならんわけですよ。管理者としていったいね、これだけの金を支出するのにね、きちんとした状況を踏まえた上で予算要求すべきじゃないんですか。そういう意味でね、この金額の面と技術の面をね、しっかりと考えてね、ちゃんとした管理者としてのご

答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） これまでもご説明させていただきましたとおり、応募をいただいている自治会の中で地権者の皆様には同意をいただいているということでございます。現時点では、その当該する土地のですね、調査等についての同意書もまずいただいていると。そしてきちんと調査をして買収をしていくということになります。環境影響評価というものは、どの地点でもやらなければなりません。同時に、その買収の手続きも進めていくということになります。今回、この竹原地区で重要なところが、断層についてさまざまなご心配なご意見も賜っておりますので、選定委員会においては一応、可能であると、建設可能であるという答申をいただいておりますが、念のために、この辺のところを科学的に調査をさせていただく必要があるということで、今回予算をお願いしているところでございます。この応募地それぞれにどういう状況が生まれるか、当然調査をしてだめになったらどうなるのかということはおっしゃるとおりでございますけれど、仮に、先ほど答弁もさせていただきましたように、建設地として議会で、例えば議決をいただいておりますけれども調査の結果、断念せざるを得ないということはあるわけでございますので、したがって、これはどうしても

調査をしなければならない、どこの候補地であっても、ということでございますのでぜひご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） どこのね、候補地であつてもしなければならないのならばほかの何か所かもやるべきじゃないんですか。むしろね、このね、地元の反対ということをおね、よく管理者おっしゃるんですけどね、現に地元、周辺自治会も反対してるとでしょう。周辺自治会については、先ほどの事務局の方の説明ではね、地元であるかのようなことをおっしゃったんでね、それだったら買収が全部できても地元が反対していたらですね、この事業は進められないかもしれないでしょう。そういう場合に、これだけのお金を使ってしまったときにですね、管理者としての判断の間違いであるということになるんじゃないんですか。もし、我々議会在がね、迂闊にこの補正予算に賛成したらですね、逆に言うと、きっとね、管理者はね、彦根市議会でもよくおっしゃるんですけども、市議会のご承認を得ましたんでと言ってね、議会の方の責任になってしまうわけですよ。今回だつてね、この補正予算承認しましたらね、あっさりこれは広域行政組合の議会が承認されたのでと、こういうことで我々の責任になってしまうんですよ。いかがですか、そういう意味で、もう1回だけ確認し

ておきたいです。本当に今、この補正予算をね、どうしてもやらなきゃ、提出しなきゃならん、そういう状況にあるのかどうか。これだけ反対がありながら、またね、買収も本当にできてるんですか。なにかね、同意書をいただいたということとね、買収ができたということは全然違うんですよ。その点について、明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） ここが建設地となり得るかという調査を同時にしていきませんかとですね、例えば買収は先にしたわ、できませんということになったら、これはまた同じことですので。要するに、この候補地として竹原区を選定をさせていただいて、この候補地が真に建設地となり得るかかどうか。かつては環境影響評価というのは、環境アセスメントというか環境アセスメントだというお話もありましたけれど、そうではなくてきちんと科学的に調査をして、ここが建設地となり得るかかどうかということをお願いしなければならない。ぜひ、今回こうして上程をさせていただいておりますので、事情をご理解をいただいて、ご承認を頂戴したいと思っております。

○議長（西川正義君） 以上で質疑を終結いたします。

○16番（安澤勝君） 議長、動議。

○議長（西川正義君） 安澤議員、議

長席へお越しく下さい。

○議長（西川正義君） ただいま、安澤勝君ほか4名から議案第4号に対する修正の動議が提出されました。この動議は、所定の発議者がありますので成立をいたしました。

暫時休憩いたします。

[午後3時44分休憩]

[午後3時56分再開]

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第4号に対する修正案について提出者の説明を求めます。16番 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算につき、修正動議を出させていただきます。本年2月の定例会におきましても、一般会計予算につきましても修正動議を出させていただきましたが、本年7月には反対集落により行政組合あてに意見書が提出されるなど、竹原周辺の地域住民の皆さんの思いをお汲みとりいただきたいことや竹原選定に至った経緯についても不透明なままと言わざるを得ません。本日、定例会におきましては補正予算書の4ページにあります第2表 債務負担行為 環境影響評価業務 期間 平

成 3 1 年度から平成 3 4 年度 限度額 1 億 9828 万 8 千円。これを万が一、今回認めてしまいますと義務的経費となり、原案執行権を行使されるおそれがありますことから削除するものです。

次に 9 ページの歳出 衛生費 塵芥焼却場費にあります、1 3 番、委託費の上から四つです。環境影響評価業務 874 万 8 千円、断層調査業務 2700 万円、地歴調査業務 259 万 2 千円、地形測量調査業務 799 万 2 千円につきましては、先ほど来、西澤議員、それから獅山議員からも指摘がありますとおり、竹原地区が対象となる予算計上のため、私たちは認めることができないということで今回の修正動議を提出をさせていただきます。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして修正動議の説明といたします。以上でございます。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 58 分休憩〕

〔午後 4 時 07 分再開〕

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案に対する質疑に入ります。質疑の通告は今のところございません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、質疑を終結いたしましたので、これより討論に入ります。討論の通告は今のところございません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいま議案となっております議案第 4 号 平成 3 0 年度（2 0 1 8 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）に対する安澤勝君ほか 4 名から提出された修正案について採決をいたします。

お諮りをいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川正義君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第 4 号 平成 3 0 年度（2 0 1 8 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号 平成 3 0 年度（2 0 1 8 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）の修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川正義君） ご着席願います。起立多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（西川正義君） 次に、日程第8 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてをご説明申し上げます。

当組合の識見を有する監査委員として選任いたしております橋本敏治氏が本年8月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き、橋本敏治氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、滋賀県犬上郡甲良町大字池寺607番地。氏名は、橋本敏治。生年月日は、昭和24年5月18日でございます。選任期間は、地方自治法第197条に基づき4年でござ

いますことから、平成30年9月1日から平成34年8月31日まででございます。橋本氏は、長年、甲良町役場に勤務をされまして住民課、教育委員会、産業課などの管理職として、特に平成16年からの約6年間は出納室長、会計管理者として勤務されるなど、豊かな行財政経験と知識を有しておられ、地方自治法第196条に規定されております普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者として、引き続き選任をしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西川正義君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川正義君） ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第5号 彦根愛知犬上

広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第9 一般質問

○議長（西川正義君） 次に、日程第9 定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の発言通告書が4名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、5番 山内善男君、6番 西澤申明君、16番 安澤勝君、2番 獅山向洋君とします。

なお、一括質問、一括答弁ですので質問者は一括で質問していただきたいと思えます。5番 山内善男君。

○5番（山内善男君） それでは私の方から一般質問をさせていただきます。新たな広域ごみ焼却施設の建設について、あらためて彦根市と4町の枠組みで考え直すべきではないかという標題でお尋ねいたします。

1市4町を対象にした広域ごみ焼却施設建設計画における候補地選定が、今も環境影響評価に係る予算が削除されたということもあり迷走しています。これまでの経験から、候補地を公募するとして5か所の応募があったといいますが、周辺集落には内密にしたままであったことから、選定した周辺集落から反対の声が大きくなり、このまま進めれば行政不信を大きくするばかりだと考えます。今、彦根

市議会の議員からは、選定された候補地の運搬距離の不合理性も指摘されてきました。根本の原因は、国が進める広域化計画にのっとり、滋賀県が滋賀県一般廃棄物処理広域化計画を1市4町にも押付けたからです。あらためて、この計画から離脱し、自らのごみは自らの自治体で処理することを基本に彦根市および4町の枠組みで施設計画を見直すべきだと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） それでは、要旨の滋賀県一般廃棄物処理広域化計画から離脱し、自らのごみは自らの自治体で処理することを基本に、彦根市および4町の枠組みで施設計画を見直すべきではないかというご質問についてお答えいたします。

滋賀県一般廃棄物処理広域化計画では、広域化により統一的な分別・処理の効率化や発電等の余熱利用システムの構築による循環型社会形成を謳っております。当組合におきましても、広域化により統一的な分別・処理の効率化や既存施設では行っていない余熱利用を行うことで、循環型社会形成に資する施設を建設できることや、安定的な連続運転による高度な排ガス処理設備の導入により環境負荷を低減することができるものと考えております。また、広域化することで施設の建設費や運営費の縮減も図ることができ、各市町の負担を抑えるこ

とができます。例えば、施設の建設費のみを、1市4町の枠組みで建設する場合と、現状と同様の枠組みで4町も焼却施設を建設するものと想定して比較しますと、1市4町の枠組みで広域化することにより、彦根市は約12.9億円、愛荘町は約14億円、豊郷町は約5億円、甲良町も約5億円、多賀町は約5.3億円の建設費を抑えることができる試算となります。一方で、広域化を行わない場合には小規模施設となり、エネルギーの回収性が非効率となるとともに、焼却の安定性が下がることから環境へのリスクも大きくなります。また、施設が小さくなると一般的に建設費も割高となることや、4町においては、単独もしくは4町での枠組みでごみの処理を行うこととした場合には、建設に係る交付金要件である人口規模5万人以上を満たさないため、交付金を受けることができず、各市町の財政負担が増加することとなることから、1市4町の枠組みでの広域化による施設建設を計画しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（西川正義君） 山内議員。

○5番（山内善男君） ありがとうございました。私どもは、滋賀県が平成11年の3月に滋賀県一般廃棄物処理広域化計画として、滋賀県内を七つのブロックに分けてごみの広域化を推進するということを発表いたしました。これは、国が霞ヶ関の方で言っ

てみれば、ごみの、いわゆるメーカーと一体になって大型計画を推進をして、言ってみればメーカーの方に非常に配慮した国の政治が地方に押し付けられる、こういう一環でこのようなことが計画されたんだというふうに思っています。その中で滋賀県は七つのブロックに分けて行うということで、当地については1市4町の枠組みで広域化計画は押し付けられてまいりました。そこで私は単に批判するだけではなしに平成19年、今から11年前ですけれども当時の滋賀県知事に対して、このような広域化計画を見直すように要請書を出した経緯があります。これは彦根市やあるいは1市4町の共産党の各市町議員がこぞって滋賀県知事に対して要請をいたしております。一つは、ごみの大量排出の根本原因を放置したまま、ごみ処理の責任と財政負担を基礎自治体と市町民に押し付け、市町の自主的判断を鈍らせる滋賀県一般廃棄物処理広域化計画を見直し、白紙撤回すること。また二つ目には、ごみ処理施設建設計画では計画の当初段階から公開を原則として、公募による住民代表を加えた検討委員会の設置を義務付けるよう関係市町に滋賀県は指導することなどを、11年前に滋賀県知事に対して要請をしております。ですから、今、突然、私たちが言い出したことではなしに、ごみは各市町ごとに分別の仕方も違いますし、集める方法も違います

ので、それぞれの自治体が責任をもって処理をするということで解決をすべきだということをおかねがねから申し上げてきました。私は、この議会の中でも、あるいは彦根市議会の中でもたびたび言ってきたんですけれども、ごみはどうしても出てくるもので致し方ありませんけれども、できるだけ資源に回す、そのためにも住民の協力を求めるということが何よりも大事。このようなことで市町民に協力を求めるような施策を行うべきということで申し上げてきましたし、また、このようなごみ処理施設の建設計画に当たっては多くの自治体が住民の皆さんの協力を得て、大幅にごみの減量化を行って施設規模をできるだけ小さくしていくという努力をした経験なども紹介をさせていただきました。ところが残念ながら、今、建設計画の施設に対する検討も進んでおりますけれども。

○議長（西川正義君） 山内議員、簡潔にお願いします。

○5番（山内善男君） すいません。当初、日量154トンでしたけれども、最近の情報によりますと147トン、あるいは144トンということで、ほとんど施設規模が変わっていないということです。ですから、そういう点で言えば、やはり各自治体ごとにごみの責任を持つという点で、ごみ処理の基本に立ち返るべきだというふうに思います。ぜひ、そのような点でごみ

の減量化を進めていく、そして、できるだけ施設規模を小さくしていく、そのためには各市町、各自治体ごとにやはりごみの減量化を考えるという点でも、ごみの解決に当たっていくべきです。施設もその一環であるというふうに考えます。だから、そういう点では滋賀県が押し付けてきた広域化計画、もう一度、見直して各自治体ごとにごみを解決をしていくということで、彦根市清掃センターの枠組み、そしてリバースの枠組み、このような枠組みの中でもう一度、考え直すべきではないか。このまま突き進んでいけば何度も申し上げますけども、行政不信を募らせるばかりだというふうに考えます。そういう点では、事務局がお答えいただくというよりも管理者の方から、ご見解をいただければというふうに思います。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） これまでもお手本にさせていただいてまいりましたが、今もご答弁をさせていただきました。各市町で市町の枠組みで取り組むということになりますと負担が増えると、各自治体にとっての負担が増えるということでございます。我々もとより、三つのRと申しますがリユース、リデュース、リサイクル、いわゆる循環型の社会を目指していこうという方向性は変わってございませんし、それもこれから更に取り組みを進めていくということでございます。

ただ、これから10年後ですね、新しい施設を建設をするということについては、この枠組みで取り組んでいきませんと各市町の負担が増えるということですので、ぜひ、その点をご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 山内議員。

○5番（山内善男君） 私、何年か前に、いわゆる天皇の静養地がある葉山町へ伺いました。葉山町は広域行政組合から離脱をして、葉山町単独でごみを考えるということで施設計画から脱退した町でした。そのところは、市町の住民にごみの減量化をお願いをして施設規模をできるだけ小さいものにしていくという努力をされている経験などもお話を聞きました。だから、そういう点では当初、国の方は小さな規模の自治体については交付金はあまり出さないという方向でしたけれども、最近では、そのような自主的な市町の状況も鑑みて、交付金を交付していくということで姿勢を変換をしているところです。その資料も一応、事務局の方にもお渡しをして参考にさせていただくようにお渡しをしましたけれども、ぜひ、今、ごみの集積の仕方も彦根市と4町では違います。そういう点では、他の自治体の経験なども踏まえてですね、それぞれの市町のごみは、それぞれの自治体が責任をもつという立場に立ち返るべきだということをあらためて申し上げ

ておきたいというふうに思います。このまま突き進んでいけば、何度も申し上げますけれども、行政が非常に住民から批判をされるということになりかねません。そういう点で、もう一度、ごみ行政の基本に立ち返るべき、そのように申し上げておきたいと思います。以上です。ご見解はいいです。

○議長（西川正義君） はい、山内君の質問を終わります。

ここで、会議時間を延長させていただきます。当議会の会議時間につきましては、当組合議会会議規則第36条の規定によりまして、あらかじめこれを延長いたします。続いて、6番 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 三つのテーマについて質問いたします。

一つは、パブリックコメントの実施結果についてであります。住民の不安・疑問にどう応えるのかということが問われています。真摯な姿勢が感じられないというのが私、思っています。核心をついた意見がそれぞれ地域別、また、まとめて秦荘の東学区の説明会でも非常に鋭い意見、質問が出されてきました。この意見にまともに答えられていないというように考えているんです。その問題で、どう思うか、見解をお聞かせください。そして、このパブリックコメントを見ますとですね、今まで各地域で説明会を開催してきたわけですが、寄せられたパブリックコメントでは、その説明で住民

の不安・疑問・不信が払拭されていないということがよくわかります。この点について、見解を求めます。

二つ目です。候補地選定のあり方についてなんです。これはごみ問題に対する行政の基本姿勢、先ほど山内議員が述べましたけども、やはり住民に寄り添って、住民と共に解決をしていかねばなりません。そういう立場から、どういう問題があるのかということと共に考えていきたいというように思っています。ごみ処理広域化の方向が打ち出されてから、石寺、海瀬と建設候補地が断念に追い込まれました。今回も愛荘町竹原区にかかわり、厳しい状況に追い込まれています。これらの根本的な要因はどこに由来するのか、真摯な検証を行っているのかというのが疑問でありますし、見解を求めます。建設候補地に当たって、全てを公開で進めてこなかったことが大きな要因ではなかったのか。この問題は五つの応募がありました。その時点から、非公開となって、私もこの議会で、また所属する甲良町議会で、選定が明らかになれば反対運動が爆発するということで指摘をさせていただきましたが、まさにそういう状態になったと思います。住民と共に知恵を出し合いながら協働で進める必要のあるごみ問題にもかかわらずですね、決定に至るまで非公開で進めたこと、更に、そのことと関連して候補地周辺地域にも当初から配慮を尽くすことが欠

けていたのではないかと、それが一要因ではなかったのかと思います。見解を求めます。

三つ目は、ごみ処理の枠組みを根本から見直すことの重要性についてであります。国の指導の下、県のごみ処理広域化指針が発表されて20年近くが経ちます。建設地すら確定せず漂流し難航し続けている現状を直視する必要が重要ではないかと思います。我が市町で出したごみは我が町で考えとの原則に立ち、広域化の枠組みそのものを見直す時期に来ているのではないかと思います。彦根市議会および甲良町議会の意見書も広域化計画のあり方に触れて提起しています。現在、構成市町では彦根市清掃センターおよびリバースセンターの枠組みで、さまざまな問題を抱えながらも改善もしつつ稼働していることであり、それぞれ住民・議会・行政が知恵を出し合い協働して課題解決に向かうことが求められていると思います。そのことに真摯に今、立ち向かう必要があることを提起して、見解を求めたいと思います。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) それでは、標題1の要旨①、寄せられたパブリックコメントでは、その説明で住民の不安・疑問・不信が払拭されていないことがよくわかるのではないかについてお答えします。本年6月20日から7月20日までの約1か月間

実施しましたパブリックコメントにつきましては、123件のご意見を頂戴し、案の修正を行うもの15件、案の修正を行わないもの54件、既に素案に記載済みのもの4件、その他候補地に対する反対意見など50件でございました。パブリックコメントの本来の趣旨である施設整備基本計画（素案）に対する意見として、災害に強い施設への意見等を頂戴しており、これらの意見は計画に反映してまいります。一方、竹原区で建設されることに対し、周辺環境への影響や通学路の交通問題などを不安視されるご意見が数多くあったことは、5月に秦荘東小学校区と蚊野区で開催しました住民説明会において、予定していた施設整備基本計画（素案）の説明を一部の参加していただいた方により、ご説明させていただけなかったことも起因するものではと考えておりますことから、今後も住民説明会で住民様の不安・疑問に丁寧にお答えし、ご理解をいただけるよう努力してまいりたいと考えております。また、環境影響評価等を実施できれば、その過程において住民様のご意見を聴かせていただく機会を設け、調査データを基に科学的な根拠をお示しすることで更にご理解を深めていただけるものと考えております。

次に、標題2の要旨、ごみ処理広域化の方針が打ち出されてから、石寺、海瀬と建設候補地が断念に追い込ま

れ、今回も愛荘町竹原区にかかわり、厳しい状況に追い込まれている。それらの根本的な要因はどこに由来するのか、真摯な検証を行っているのか。候補地選定に当たって、全てを公開で進めてこなかったことが大きな要因ではなかったのか。決定に至るまで非公開で進めたこと、更に、そのことと関連して候補地周辺地域にも当初から配慮を尽くすことが欠けていたことが一つの大きな要因ではなかったのかについてお答えします。石寺、海瀬の建設候補地の選定につきましては、いずれの候補地も行政サイドで選定し、その上で交渉に入るという手法でしたが、当組合では、これまでの選定手法を見直すこととし、今回は公募方式により建設候補地を選定することとしました。公募や選定に際しても行政主導ではなく第三者機関として選定委員会を設置し、そこで議論・検討・評価を行った上で、その報告書を基に当組合管理者会で検討し、最終、当組合管理者が決定いたしました。周辺地域の同意につきましては、選定委員会で検討された結果、公募要項において、応募地の自治会および土地所有者の同意を得ることは条件となりましたが、周辺地域の同意を得ることは、応募へのハードルを高くし、応募がなくなる可能性が懸念され公募条件とならなかったものです。また、候補地の選定に当たっては、応募地に関する住民へのプライバシーの問題等が

あり、候補地を除く他の応募地等は非公開とされました。このように、公募および選定の段階では応募へのハードルを低くするために、応募自治会に対し配慮を尽くすという手法を取った結果でございます。このような事情も含め、周辺地域の皆様には今後も丁寧なご説明をし、ご理解を得てまいりたいと考えております。

次に、標題3の要旨、我が市町で出したごみは我が市町で考えるとの原則に立ち、広域化の枠組みそのものを見直す時期に来ているのではないかと。彦根市議会および甲良町議会の意見書も広域化計画のあり方に触れて提起している。現在、構成市町では、彦根市清掃センターおよびリバーセンターの枠組みで、さまざまな問題を抱えながら改善もしつつ、稼働していることであり、それぞれ住民・議会・行政が知恵を出し合い、協働して課題解決に向かうことが求められているのではないかについてお答えします。4町が新たな施設を建設する場合、現在の固形燃料化施設は成形物の運搬費用が売払額を大きく上回っている状況であり、費用対効果の面から次期施設は、焼却施設の建設になるものと推測されます。焼却施設の建設になった場合、現在のリバーセンターの土地の所在が東近江市であることから、4町のいずれかに建設することになります。この場合、国の交付金を受けられる要件は人口規模5万人以上で

あることから、交付金は受けられず、建設費用の全額を4町で負担することになり、各町において大きな財政負担を強いられることとなります。このような事態を回避するため、1市4町で締結された定住自立圏形成協定の中でも、ごみ処理の広域化の推進を図ることが明記されております。更に、先ほど山内議員のご質問にもお答えしましたとおり、広域化は統一的な分別・処理の効率化や発電等の余熱利用による循環型社会の形成に寄与できること、また、施設の集約化によるスケールメリットが生じ、施設の建設費や運営費の縮減が図れることなどのメリットもあり、当組合としましては1市4町の枠組みでの広域化が必要であると考えております。

○議長（西川正義君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） ①、②に関連をしてですけども、当組合が竹原地域およびその周辺の地域に分けて説明会をもってこられました。そして、今、答弁があったように参加されていない方があるかもしれないということで秦荘の東学区を対象とした説明会をされました。そこで、私も傍聴させていただきましたが非常に厳しい、また的を得た、核心を得た質問をされています。その疑問や不安が表明をされています。各地域の説明会でも、この問題はそれぞれ出されています。報告がされていますが、にもかかわらずですね、あらためて7月20日締め切りで

行ったパブリックコメントでは、こういう問題は解決していない。つまり住民さんの不安は払拭されていないと見る必要があるのではないかというように聞いてるんですが見解を求めます。

三つ目のところの広域化のところですけども、この間、大規模化をずっと追求をされてきました。県の指導、山内議員も言われたように県の指導もありました。すぐに、この枠組みにのってですね、始まりましたが、19年経つんですよね。このことをしっかりと真摯に向き合う必要がある、考える必要があるというように提起をしているんです。現実の問題ですよね。つまり広域化しますと言ったけども広域化の地域、今回、竹原の場合についての反対意見の中にはですね、7割を超えるごみを搬出する彦根市のごみがある。これだけで感情的な問題になるんですよね。そして、ごみの焼却となれば環境負荷、環境問題が当然考えられます。これについて払拭する説明は、やはり、ないと見ていく必要があると思うんです。こういう点から見ると、ごみの計画は国の指導や、それから補助金との関係だけで見るとはなくて、ごみの減量化、それから循環型の社会を目指す。これは言葉だけと違って実際に実行するということが当組合を先頭に、また各市町が指導をしていく、リードしていくということが大事ではないかと思うんです。で

すからこそ、各市町の状況に応じて枠組みを考え直すというのが大事だということのように指摘をしているんです。先ほど、建設推進室長から説明がありました。統一的な分別化ができるということでしたが、素案の中、審議の中では分別の状況は各市町で違うので統一できないというように説明書の中に、論議の中でされています。そういう点から見ても、広域化をすることによって統一的な分別、収集ができるというようにはならないというのが実態ではありませんか。各市町がやはり考える、そして住民に減量化を呼びかける、そして実践をするというのが大事なことです。その点③についてあらためて考え直す、見直す時期にきていることを真摯に受け止めてほしいというように思いますが、この点については事務方ではなくて政治的な判断が大事だと思いますので、管理者に答弁を願えればありがたいです。以上です。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 今、議員からのご指摘にありましたように、パブリックコメントの意見を見ると住民の不安や疑問などが払拭されていないというようにご指摘いただいておりますけれども、答弁でも申しましたように説明会の中では施設整備基本計画のご説明もさせていただけないような状況で、住民の方からいただいておりますご意見の中の不安

要素につきましては、計画の方でも反映させていただいていたこととなりますが、パブリックコメントをいただいて、更にもう一度見直しをさせていただいて修正の方を加えさせていただいて、更にご理解いただけるような内容に修正をさせていただいたものと考えております。今の現在のごみ処理施設が昔の施設と比べて環境への影響負荷がかなり少ないものであるということは、皆さん、ご存知はいただいていることかと思っておりますが、まだ迷惑施設というようなイメージを持たれていることから、なかなかこちらのお話も聞いていただけないような状況になっておりますが、今後は計画の方も、環境影響評価を進めさせていただく中では、もう一度、計画の内容もご説明させていただきながら、周辺環境への影響がほぼないものだというような形で、ご説明ができるものを、科学的な根拠等をもって説明させていただくというようなことを予定はしておるところでございます。

要旨③についてのご質問に対してのお答えも、なるだけ事務局の方からもさせていただけたらなと思うんですが、先ほど分別の統一化ができないというような、事務局の方がしていたというようなお話なんです、もちろん広域化していくことで分別の方は、今、現在1市4町が統一できていない部分も統一して、資源化できるものは資源化していくというような形は採

らせていただくというような予定になっております。ごみの減量化については、現在もそれぞれの市町で広報誌等さまざまな情報媒体を利用して、住民の方にはご協力をお願いしているような状況ではございますけれども、現状、リバースセンターさんの方に搬入されておりますそれぞれ市町のごみの方もなかなか減ってこない、逆に増えているような状況ということで資料の方もいただいております、なかなか減量化の方は難しい。彦根市さんにおかれましては、事業系のごみ、産業廃棄物の部分が入らないようにということで、かなり厳しくやっておられるということもあって、減量化の方を進めておられますけれども、その新しいごみ処理施設の規模といたしますのも、減量化が進められていて、更に39年度まで、ごみの量が減るということを予測して、想定して、ごみ処理施設の規模を検討しているわけなんです、更に以前にはなかった先月7月にもありました豪雨による災害廃棄物の処理も地域でやはり早く処理を進めていくということも考えますと、災害廃棄物の処理ができる分の余力も今回、新しい施設では考えさせていただいておりますので、前回154トンというところから147トンという形で施設規模の方があまり小さくなっていないように思われるかもしれませんが、これは災害廃棄物の処理も見込んだ施設となっております

すことから、そのような形になっております。

やはり1市4町の厳しい財政状況の中で、極力、ごみ処理施設の建設に係る費用負担というのは押さえていくということが広域性にもなってくるかと思っておりますので、極力、広域でのごみ処理施設の建設というのは重要であるというふうに事務局の方も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西川正義君） 続いて16番安澤勝君。

○16番（安澤勝君） では、質問させていただきます。竹原地域周辺の反対運動は、管理者以下、皆さんの予想を上回る強烈なものであったのではないのでしょうか。住民説明会の状況をお伺いいたしましても、生まれ育った地域の環境を守りたいという皆さんの決意は強固なものであると感じております。周辺地域で反対運動をされている皆さんの心情をどのように感じ取っておられるのでしょうか。

実際の問題として、中山投棄場の経験を申し上げますと、本来、投棄場への搬入道路は供用開始までに出来上がっていて当然のことですが、地権者との交渉が難航して20年が経過した今年度、ようやく完成する予定ではありませんか。竹原地区周辺の交通対策や安全対策により道路改良が必要であっても、地権者の理解が得られなければ、その構想は絵に描いた餅に過

ぎません。中山投棄場での教訓を活かした行政運営をすべきと考えますが、当局の見解をお示してください。

何度か私も検討委員会を傍聴させていただきましたが、私の知る範囲ですけれども闊達な意見交換はなされておらず、事務局からの提案を受けて、委員長が話され、関連する地元代表の方が意見を述べられる程度であります。竹原選定についても、1次審査ではどの候補地も適当であるとされており、僅差であっても1位であった地域が委員の配点による審査結果では、最下位であったことは作為的な配点としか思えません。こうしたことから、今日まで再三にわたり竹原選定のプロセスについては疑問を投げかけてきました。しかしながら、納得いく説明はいただけておりません。今後、彦根愛知犬上広域行政組合として、どのような方向に舵を切っていくのでしょうか。また、検討委員会の存続についてもどのように取扱いされるのでしょうか。

人口減少が今後、加速する中、広域でのごみ焼却場の必要性は理解いたします。このたび、候補地として全部で五つの地域から申し出がありました。具体的には愛荘町2地区、彦根市3地区ですが、いずれも広域行政域で見れば端と端。あちらを選べば、こちらからは遠い。また、その逆の理論が成立します。しかしながら、生活を営む以上、必要不可欠な施設であること

は間違いありません。この事業に限り広域行政の枠組みを外し、これまでと同様に1市と4町、別の施設で対応することが望ましいのではないかと、私は考える次第です。当局の見解をお聞かせください。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 標題1の要旨であります周辺地域で反対運動をされている皆さんの心情をどのように感じ取っているのかについてお答えします。建設候補地を竹原区に決定させていただいて以降、周辺の5地区で反対看板が設置され、昨年度の住民説明会においては、周辺環境への影響や通学路の交通問題などの不安要素について、多くの方から大変厳しいご意見を頂戴しております。また、本年度に入りまして、5月に開催しました秦荘東小学校区の住民様を対象とした全体説明会や、愛荘町蚊野区の住民様を対象とした区単位での説明会におきまして、施設整備基本計画(素案)のご説明をさせていただけない状況となり、竹原区での建設を白紙撤回するようなご意見も頂戴しております。更に、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、実施したパブリックコメントでも竹原区での建設に対し反対を表す内容の意見を数多く頂戴しております。これらの事実につきましては、当組合としましても大変重く受け止めておりますが、頂戴したご意見の多くにつきましては施設整

備基本計画(素案)の説明をさせていただければ、ご理解いただけたのではないかと考えております。今後も施設整備基本計画(案)のご説明と併せ、周辺住民様と十分な対話を行いながら環境影響評価等の調査を進めていき、科学的な根拠をもって丁寧なご説明をさせていただくことで、多くの住民様にご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に標題2の要旨、中山投棄場での教訓を活かした行政運営をすべきと考えますが、当局の見解をお示してくださいについてお答えします。ごみ処理施設の搬入出路につきましては、建設地として確定していない段階では、詳細な検討ができるものではないと考えていることから、現状では道路整備に係る用地取得等の具体的な検討をしているものではございません。しかしながら、想定している岩倉川より北側の範囲内であれば、用地取得が可能なルートはあるものと考えているところでございます。議員ご指摘のとおり、中山投棄場の事例もありますことから、新設道路の整備に当たっては、地元協議や地権者へのご説明など慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に標題3の要旨、今後、彦根愛知犬上広域行政組合として、どのような方向に舵を切っていくのかについてまずはお答えします。今定例会におきまして、環境影響評価等の各種調査費

用について補正予算案を上程させていただいておりましたが、先ほど修正動議により新ごみ処理施設建設に係る各種調査費用を除いた補正予算が可決となりました。今後は、管理者会等で方向性を検討していきたいと考えております。

次に、検討委員会の存続についてもどのように取り扱われるのかについてお答えします。彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会につきましては、8月21日に開催されました第7回の検討委員会を以て、竹原区を建設地と想定した施設整備基本計画の（案）をご提言いただきましたことから、それを以て解散となりましたことを、この場をお借りしてご報告させていただきます。

最後に標題4の要旨、この事業に限り広域行政枠を外して、これまでと同様に1市と4町、別の施設で対応することが望ましいのではないかについて、当局の見解についてお答えします。先ほどの答弁においてもご説明させていただきましたとおり、広域化を行わない場合には処理するごみ量が少ないため小規模施設となりますが、一般的に施設規模が小さくなると建設費が割高となること、エネルギー回収が非効率となるとともに、焼却の安定性が下がることから環境へのリスクも大きくなります。また、維持管理経費の縮減が見込まれないだけでなく、4町においては、交付金の対象となる

人口規模に満たないことから、建設等に要する費用を全て4町で負担することとなります。一方、ごみ処理施設を広域化すれば、これらマイナスの要素を解消でき、ごみ処理施設の建設を1市4町の枠組みで取り組むことにより、山内議員のご質問でもお答えしましたことの繰り返しとなりますが、施設の建設費のみを1市4町の枠組みで建設する場合と現状と同様の枠組みで4町も焼却施設を建設するものと想定して比較すると、1市4町の枠組みで広域化することにより、彦根市は約12.9億円、愛荘町は約14億円、豊郷町は約5億円、甲良町は約5億円、多賀町は約5.3億円の建設費を抑えることができる試算となるなど、財政的な負担が縮減できるだけではなく、環境的にはリスクを小さくすることができるものであることから、今後も広域でのごみ処理施設建設を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 1番からいきますね。要は、地域住民の説明会を開催しても説明を聞いていただける状況でなかったと、説明を聞いていただければ理解をしていただけると思っている、そういう主旨のご答弁だっただけだと思いますが、おそらく、そういう形でされたとしても、地域の方はやはり自分たちの生まれ育った場所を自然

のままで守っていききたい、そういう思いが強いというふうに私は感じておりますので、万が一ですね、説明をされたとしても皆さんの気持ちは変わらないと、そういうふうに理解をするものです。ここは、おそらく何度言ってもですね、地域の方と行政の執行部との溝というのはおそらく埋まるものではないというふうに申し上げておきたいと思います。

2番につきましても、まだ決定ではないから他ルートは必ずあるし、その辺は慎重に進めるということですが、けれども、こちらにつきましてもこれからどういうふうに舵を切っていくかということも、管理者会では検討していくということですので、今後のことは管理者会の方で考えていただければいいと思います。我々は、先ほど修正予算を可決いただきましたので、その範囲内でこれからどうされるかということにつきましては1市4町の管理者、副管理者の執行部の方でお考えをいただき、また広域行政議会の方で審議をしていききたいというふうに思っておりますので、そちらは、一旦、お任せをしたいと思っております。

4番の広域行政の枠組みを外すということにつきましても、先ほど来、山内議員、西澤議員の質問とほぼ被っておりますが、何度言っても堂々巡りの答弁しか返ってこないというふうに思いますけれども、やはりここは一

度、原点に立ち返っていただいて、しっかりと足元、見据えた中で行政運営を進めていただきたいということをお願いしまして、以上で終わらせていただきます。

○議長（西川正義君） 2番 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） それではまず、竹原区における用地買収の進捗状況についてお尋ねします。これについては、もう既に質問も何回か今までの議会に出ておるんですが、ただやっぱり現状がどうかということは非常に重要でございますのでお尋ねしておきたいと思います。まず、買収予定地域の面積と土地所有者の数はどれぐらいなのかということです。それで、現在、反対運動が周辺で随分起きてますんで、そう意味で竹原区の皆さんも結構動揺しておられるのではないかなと私は思います。そういう意味です、現時点で買収可能と見込まれる土地の面積、また土地の所有者についてお尋ねしておきたいと思います。もし、買収が困難だと考えられるような土地があるならばですね、その所有者数とその面積を明らかにしていただきたいと思います。更にですね、買収が困難である場合ですね、その主たる理由はどんなところにあるのかということをお明らかにしてください。

次に、環境影響評価・断層調査・地歴調査・地形測量調査についてお尋ねします。これは本来、質疑でやるべき

だったかもしれませんがけれども、簡単に言うと反対しておられる皆さんがね、こういうような補正予算を提案した場合です、どんなふうを受け止められるだろうかということなんです。まず第一はですね、これらの業務を実施することについて竹原区の住民に既に説明しておられるのでしょうか。また、竹原区の住民はですね、これらの業務実施を了承しておられるのでしょうか。更にですね、この中には、あるいはその住民の私有地にですね、立ち入って調査する必要があるかもしれませんけれども、そういうような承諾は得られるのでしょうか。そういうことについて、まず竹原区としてお尋ねしておきたいと思います。

それからですね、次は周辺の反対運動をしておられる皆さんについて、お尋ねしたいです。周辺区の反対運動は、むしろ強くなってきてるんじゃないかなと私は印象を受けております。このような状況のもとです、あえて2億近い債務負担行為とかですね、あるいは今回関連する修正動議で修正はされましたけれども、補正予算を提案した。これはどういう理由でね、この時点でされたのかが私としてもよくわからない。そういう意味で、あえて理由をお聞きしておきたいと思います。特にですね、このような管理者の無思慮といいますか、なんだかね、人の反対運動を逆なでするようなね、そういうようなやり方といいますか、

反対運動の火に油を注ぐようなやり方というものはね、私はね、普通控えるべきじゃないかなと思うんですけれども、そういう意味で、あえて火に油を注ぐ結果にならないのかということについて、お尋ねしておきたいと思います。

それから次に、議会の議決すべき事件に関する条例との関係についてでございます。これは既に質疑の段階で西澤議員からも質問されたわけですが、新ごみ処理施設の設置位置の決定は条例により議会が議決すべき事件となっております。新ごみ処理施設を竹原区に設置すると議会の議決を得ないままです、竹原区に施設設置を前提とした補正予算を提案したと、こういうことを妥当と考えておられるのでしょうか。私はね、これもね、議会のね、いうならばこういう条例まで作っているのにね、その条例を念頭に置きながら、あえてね、出されるというのもね、まさに議会の気持ちを逆なでするようなね、やることではないかと思っております。そういう意味でね、何でこんなことまでね、今の時点であえておやりになるのかね、これはきちんとね、議会に説明しておいていただきたいんです。そうでないとね、議会はね、今後、どのような提案が出てきてもね、何でもかんでもやっぱり何だこれとは。ちゃんとしたことやってからやってくれよということ、修正動議出してばっかりということ

になってしまいますんでね、今、ここできちんとそういう、なぜこんなところで出すんだと、急ぐからとかそういう理由を聞くんじゃないんですよ。管理者なり管理者会議の気持ちとしてね、なぜこんな時点ですら、出すのかということをおね、きちんと考えていただきたいと思うんです。

それから、次の問題についても既にお答えがあったと思っておりますけれども、しかし、やっぱりね、こういうような事業予算が可決されて支出されたというような場合にですね、本当に竹原区におけるね、新ごみ処理施設建設が不可能となったときですね、大変な無駄使いになるわけですよ。ですから、ある程度、可能性ありという前提でおやりになるならわかります。また、逆にですね、要するに竹原区できちんと必要な面積が確保できれば、周辺が反対しようとしまいとやるんだという明確なね、決意を管理者なり管理者会議が示されるなら、それはそれでよろしいですよ。同時に、逆にですね、いかにこの土地が取得できても周辺の皆さんの説得ができない限りやらんと、こうおっしゃるならですね、これはお互いにね、我慢比べでね、結局、ターニングポイントが来るまでですね、頑張らなきゃならんということになるんですよ。管理者も反対運動をしておられる方々もですよ、そういう意味でですね、いったいどんなふうにな、されるのかということをおね、

明確にした上で、この予算提案してですね、結局、この予算が執行されたら、さっきもお話に出ましたけれども、これももう既に環境アセスについて業者とですね、もう契約できているからと言うてね、いうなら我々から言えば強行というか予算執行するということになるでしょうから、そういうときにですね、いったい管理者なり、管理者会議の方に責任があるのか、承認したら議会で可決したら議会に責任があるというのかね、その辺を明確にしておいていただきたいんです。そうでないと、議会としてもね、これから同じようなことに何回も対応していかなくてはなりませんので、ぜひともこの辺は明確にしていきたい。普通、法律上の問題としてはですね、これは首長に責任があるということになってるんですけどね。よくおっしゃるように、議会のご承認得ましたんでと、まるで議会に責任があるかのようなことをおっしゃるから私も心配しているわけです。

さて次はですね、竹原区および周辺区に対する愛荘町長の姿勢について、お尋ねしておきたいと思います。私が、あえてこういうことをお尋ねしますのはですね、前の愛荘町長さんは管理者会議におけるご発言を見てるとね、かなり竹原区への誘致についてね、熱心にやっておられたような印象を受けてるわけですよ。そういう意味でね、今後も管理者会議において地元とい

いますか、竹原区としての地元である愛荘町長さんがですね、どういう態度をお取りになるかということは、非常に重要なことではないかと思うしております。そういう観点で、竹原区にごみ焼却施設を設置することについて、愛荘町長さんは賛成しておられるのか、反対しておられるのか、これを明らかにしていただきたい。また、賛成しておられる場合にはですね、反対している周辺区などの住民を説得する努力をされるべきではないかと思えますし、また反対しておられるならばですね、竹原区の住民に対して町長の考えを明らかにして断念するように説得すべきではないか、あるいは第三の道として賛成でも反対でもないんだっただけですね、賛成反対両方の地域を和解させるというようなね、努力をされるべきではないかなど、こんなふうに思っております。ぜひとも、お答えいただきたいと思えます。

それから、もう一つはですね、前市長から大久保市長への市長引継書について、この機会にお尋ねしておきたいと思えます。前市長というのは、実は私のことなんですけれども、私がですね、大久保市長に市長の引継書をお互いに署名したわけですけども、そのときに私、前市長がですね、ごみ処理施設候補地として彦根市原町について述べた引き継ぎ内容を明らかにしていただきたいと思えます。それと同時に、大久保市長は広域行政組合の管

理者としてですね、この引継書の内容を検討して何らかの行動をなされたんでしょうか。また、簡単に言ったら何もしてなかったとおっしゃる場合はですね、その理由をこの機会に明らかにしておいていただきたいと思えます。以上です。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) ご質問のうち、まず私から標題1から3について順にお答えいたします。

最初に、標題1の要旨①、買収予定地域の面積および土地所有者数についてお答えします。買収予定地域の面積につきましては、公募時に申請のありました47,876㎡でございます。土地所有者数につきましては、35名でございます。また、開拓財産として国から旧秦荘町に無償譲与された公衆用道路や用悪水路が建設候補地内にあり、今後、愛荘町を通じて県との協議が必要になりますが約4,000㎡を買収予定でございます。

次に、要旨②、買収可能と見込まれる土地の面積および土地所有者数についてお答えします。今回の候補地選定に当たり土地所有者の同意または見込みを公募の応募条件としていたことから、買収可能と見込まれる土地および土地所有者数は買収予定地域の面積および土地所有者数と同数の47,876㎡、35名および開拓財産でございます。

次に、要旨③、買収が困難と考えら

れる土地所有者数およびその面積についてお答えします。先ほどもご説明しましたが、今回の候補地選定に当たり土地所有者の同意または見込みを公募の応募条件としていたことから、買収が困難と考えられる土地については現在、想定しておりません。

次に、要旨④、買収が困難である主たる理由についてお答えします。繰り返しになりますが、今回の候補地選定に当たり土地所有者の同意または見込みを公募の応募条件としていたことから、買収が困難と考えられる土地については現在、想定しておりません。

次に、標題2の要旨①、これらの業務を実施するについて竹原区の住民に説明したのかについてお答えします。環境影響評価をはじめとする各種調査については、昨年度に竹原区で実施した住民説明会において、今後の予定として説明しており、また、都度、実施しております区長、副区長等からなる竹原区の代表者の方との打ち合わせの際にも、ご説明をさせていただいております。

次に、要旨②、竹原区の住民は、これらの業務実施を了承しているのかについてお答えします。過去に実施いたしました説明会等で、各種調査の実施に関して反対のご意見をいただいたことはございません。また、都度、実施しております竹原区の代表者様との打ち合わせにおいても事業を進めてもらいたいというご要望もいた

だいておりますので、ご了承はいただいているものと考えております。

次に、要旨③、立ち入り調査が必要な場合、承諾は得られるのかについてお答えします。承諾に関しての具体的な約束などを書面にて取り交わしてはございませんが、過去に実施した説明会等においてもご説明はさせていただいておりますので、承諾は得られるものと考えております。

次に、要旨④、周辺区の反対運動は、むしろ強くなっているようである。このような状況のもとで、あえて債務負担行為および関連する補正予算を提案した理由は何かについてお答えします。ご指摘のように、候補地周辺区の住民様から反対意見を含め、たくさんのご意見を頂戴しているところであり、今後も継続して丁寧なご説明を行い、ご理解を求めていきたいというふうには考えております。一方で、当組合としましては、真に愛荘町竹原区が建設地と成り得るかを判断するため、各種調査に係る予算を提案したものでございます。

次に、要旨⑤、このような管理者の無思慮な行為は反対運動の火に油を注ぐ結果にならないのかについてお答えさせていただきます。竹原区での建設に反対をされている方に関しましては、環境影響評価等の調査を進めていき、科学的な根拠をもって更に丁寧なご説明をさせていただくことで、多くの住民の皆様にご理解いただけ

るものと考えております。

続きまして、標題3の要旨①、新ごみ処理施設を竹原区に設置するとの議会の議決を得ないまま、竹原区に施設設置を前提とした補正予算の提案を行うことを妥当と考えているのかについてお答えします。これまでの住民説明会や施設整備基本計画（素案）のパブリックコメントにおきまして、環境への影響や健康への影響、断層の存在を不安視するご意見を多く頂戴しております。また、組合議員の皆様からもさまざまなご意見を頂戴しているところです。当組合としましては、愛荘町竹原区を建設候補地として決定した行政の責任として、環境影響評価や断層調査など各種調査を進め、科学的根拠をお示しし、十分にご理解いただいた上で、議員の皆様にご判断いただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、要旨②、管理者提案のこれらの事業予算が可決され、支出された後、竹原区における新ごみ処理施設建設が不可能になったとき、無駄になった事業費支出の責任は誰が負うのかについてお答えします。候補地を選定するに当たり、愛荘町竹原区での施設建設については、他の応募地も含め、施設整備が不可能となるような致命的な問題は見られないとの判断を候補地選定委員会から頂戴しております。一方で、現時点では皆様からさまざま

なご意見を頂戴している状況でございます。当組合としましては、今後、予定しております調査業務に関しましては、愛荘町竹原区が真に建設地として適切か、その妥当性を判断するための一つと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 副管理者。

○副管理者（有村国知君） 標題4についてお答えをいたします。

広域ごみ処理施設建設は喫緊の課題であり、当圏域のどこかに建設をしなければならぬ施設であり、組合管理者会において竹原地区を候補地と決定されたことを尊重するとともに、近隣集落からの反対も承知をしております。現状、候補地と近隣集落とが今日まで培ってこられた絆を大切にしなければならないというように考えております。ご質問の愛荘町長としての賛否につきましては、市町の一首長としてではなく、当組合の副管理者として、応募された竹原区民の思い、反対の立場の住民の思い、候補地から離れた地域の思いも受け止め、圏域全体にとって最も適した候補地を選定することが前提でありますので、一首長としての答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 私も、同様に一首長としての意見は差し控えさせていただきますという思いもござ

いますが、お尋ねいただきました2点についてお断りをして、お答えをさせていただきたいと思います。

前市長から彦根市長への引き継ぎに関しては、彦根市内で行われたものでございますが、その因果関係があるということでお答えをさせていただくということでありますが、その前提としましてですね、私が市長に就任はいたしました、広域行政組合の管理者ではありませんので、その後、職務代理者でありました甲良町長さんから事務引き継ぎを受けてございます。そのときには、お尋ねのような原開発委員会との協定に関しては言及がございませんでしたので、あくまでも彦根市内で行われたものということをお前提にお答えはさせていただきます。引き継ぎ内容につきましては、新たな候補地として地元の協力が見込める地域もあり、平成25年3月21日に彦根市長として原開発委員会と基本協定書を締結したので、彦根愛知犬上広域行政組合にもこの内容を明らかにし、同広域行政組合の事務として新施設の構想等の再検討、候補地地元自治会等の承諾を得るための折衝を進められたいというものでございました。ただ、この基本協定書は原地域およびその周辺の歴史および環境の保全に配慮し、彦根市民の生活の活性化と共通の利益の増進を図るための提携関係を確立するものを目的とされておりまして、その内容においても広く公

共施設の設置に係るものでございまして、ごみ処理施設に限定したのではなく、また、その記述もございません。

2点目でありますが、この引継書の内容を検討し行動しなかったのかということでありますが、今回の新ごみ処理施設の建設候補地を選定するに当たって、引継書にあります地域が候補地となり得るかどうかが、彦根市長としては管理者会において議論を提起をして議論をしてきたわけでありませんが、管理者会の中では合意は得られなかった、反対が強かったわけでありまして。管理者として、この1市4町の広域、域内で適地かどうかということをお管理者の立場で熟考を重ねたわけでありまして、以前にも、皆様方にもご提示をさせていただきました、いわゆる候補地選定委員会での資料、そうしたものをあらためて検証し、建設候補地、公募要項を満たせない可能性が高いと判断をいたしました。その結果、選定委員会の選定結果に立ち戻って、最大限尊重し、竹原区を選定したということでございます。

○議長（西川正義君） 獅山議員。

○2番（獅山向洋君） まず、用地買収の進捗状況についてですが、何かね、今の説明だとね、あくまで応募条件のことを繰り返されたただだと思うんですよ。私がお尋ねしたいのはね、現在、それじゃこの買収予定地域の所有者からね、何らかのきちんとした、簡

単に言うと言収にいずれは応じますとかですね、そういう書類を取っておられるのかどうかということを知りたいんですよ。そんなね、応募条件のことをね、繰り返してくれと言ってるわけじゃないんですよ。現実にはね、個々のようにそういうようなものを取る努力を現にやってるのかどうかということが非常に重要なんですよ。もしね、いざね、本当にここでやろうというふうに決まったときにですね、どこか本当に中心的な場所をね、わしは絶対売らんよ、と言い出したら、それで終わりなんですよ。それと、もう1点、よくあるのはね、相続が非常に複雑ですね、相続人がどうしても見つからないと。最近はやっと法律も変えるようですが、そういうことは別にしてですよ、相続の関係でどうしてもね、うまく買収できないということですね、大変な年月がかかるという場合もよくあるんですよ。そういうことはいったい調べておられるんですか。そういうことを聞いているんですよ。その上で、本当に買収可能と見込まれる、そういう所有者の数をきちんと把握しているのかどうかということを明確に教えてください。これね、買収できなかったらね、何やっても無駄なんですよ、はっきり言ってね。そういうことで、もう1回、この点については答えて欲しいんです。

それからですね、次の2番目については、竹原区の住民に説明したとか、

了承しているとか、承諾を得られるとかおっしゃっているが、これについてもね、いったい誰からそういう了承を得てるのか。さっきの話では何かね、代表者から了承を得られているみたいにおっしゃってますけどね、いざ、その立ち入り調査が必要などときにはね、その人の土地に入らんなんですよ。そういう観点から言うとね、ただ、この抽象的なことばかり言うのではなくて、現実にきちんと個々の家からね、そういう承諾書を取っかないかんですよ。そういう努力、やっておられるのですか。やってるならやってる、やってないならやってないとはっきり答えておいてください。そんなこともせずにね、我々の議会に対してですよ、何だか環境アセスメントのね、予算を提案したりね、なんかされるとね、何をいったい考えているんだとこっちも言いたくなるわけなんですよ。先ほどからね、答弁の中でね、しきりに科学的な根拠を示したら地元の方々が納得するかのよう、あるいは反対派の方々が納得するかのようにおっしゃってるけどね、科学的な根拠でね、物事が進むなんてね、考えておられるなら、これはもう今、直ちに変えなきゃいかんですよ。むしろね、今、こういうやり方を広域行政組合の管理者なり事務局がね、本当にやっているから皆、腹立てているんですよ。何だこれはということなんですよ。だから、科学的根拠の問題ではな

いですよ。感情的な問題がね、非常に強いということがね、よく考えてください、特にね、何だか地元の自治会だけにね、何億円か出しますと言ってね、そしてよそには黙っといてくださいというようなこと言ってですよ、そして突然ですね、ここに決めましたと言われたらね、どんなところでも周辺は怒りますよ、いったい何だこれはと。しかも、もう既にどうかわかってるのにね、それさえも全部5か所を明らかにしないなんて、こういうやり方そのものが非常に不信を招いているということなんですよ。そういう意味でね、私はね、もう1回聞いておきますが、科学的根拠で物事が説得できると考えてるんですか。それともう1点は、個々の本当に皆さんの了承、得られてるんですかということを質問したいと思います。

それから、議会の議決すべき事件と関する条例との関係のことですけれどもね、これについてはね、先ほども申し上げましたけれども、もうちょっとね、議会に対して真摯に取り組むべきじゃないんですか。既にね、こんな補正予算をね、修正動議でね、通ってしまうということ事態ね、何の反省もされないということがね、私は不思議でかなんのですよ。まさに、本当に真面目に考えればね、この補正予算をいかにね、通すかということでね、ど真剣に考えて、そして議会にも働きかけをしなきゃいかんはずなんですよ。と

ころがね、彦根市の関係で中継基地がどうのこうのとかね、そんな程度の話で物事が進むと思っておられるのかどうか。その点ね、この条例との関係で管理者はいったいどう考えておられるのかということをおね、しっかりと答えてくださいよ。こんなもんね、いくら補正予算出されてもね、否決ばかりされてたらね、いつまで経ってもね、条例との関係さえ出てこないですよ、簡単に言えば。竹原で建設したいというね、そういう提案をされて、それを我々議会が判断しなきゃならんわけですよ。その努力さえせずにね、こんなこと進められること自体が私はおかしいと思ってるんです。それから、愛荘町長さんの姿勢については、ちょっとよくわからなかったんですけどもね、そういうふうにお聞きしておきましょう。ただ、愛荘町としてもですね、町民の方々、非常に困っておられる。特に秦荘東小学校区ですか、この方々が賛成と反対に分裂してしまっているわけですからね、本当に皆さん、ご苦労しておられると思うんですよ。そういう観点からですね、町長さんとしてね、やっぱりどうしたらよいかということだけは考えていただきたい。これは、私の意見にしておきます。

それから、前市長から大久保市長への市長引継書です。これは、先ほどのご主旨ではですね、要するに広域行政組合での答弁は差し控えたいと、こう

いうふうにおっしゃってました。それならば、彦根市議会で、またお尋ねすることにいたしましょう。ただ、ぜひともですね、わかっていたきたいのは、何もね、原町について突然出てきた問題ではないということですよ。もう、海瀬町のこととほぼ並行してね、原町の問題が出ておりましたんでね、それであえて大久保市長に引き継いだわけですね、それに関してどういう行動をしたかということを知っているのにですね、何か広域行政組合の管理者会議の話ばかりしておられるんでね、どうしても答弁差し控えたいなら彦根市議会で聞きますけれども、私が聞いているのは、こういう引継書に基づいて何らかの行動をしたかということを知っているんです。しなかったらしなかったと、はっきり言うてください。もう1回、この点だけは聞いておきたいと思います。お答えいただきたいと思います。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 私の方から、事務局に対します質問ということでお答えさせていただきたいと思いますが、土地の取得についてでございますけども、現状では土地を売買するための同意書というものは契約させていただいているような状況ではございませんが、土地に関する情報をこちらで取得させてもらうというようなものであったり、相続の関係の部分も調べさせていただいて、それもこ

ちらが土地を購入させていただく際にはクリアしていただくというのを条件にしておりますような同意書というものは結んではいますが、土地をこちらの方に売買するというような形での同意書というものは結んでいる状況ではございません。各種調査に入ることについて、その地権者の方の同意を得ているか、承諾を得ているかということにつきましても、個人様にはそういった承諾を得ているわけではございませんが、今ほど申しました同意書を得てるということもあります。今回の応募をいただくときの条件としては、土地の地権者の皆さんが同意をいただいているということが条件でございましたので、そういった取得している同意書を皆さんからいただいているというような状況から、地権者の方につきましては地質調査・断層調査等、竹原の候補地となりますところの調査についての、その土地に入るということについても承諾を得ているものというふうに考えております。

科学的な根拠をもって説得ができるのかということについては、事務局としましては反対いただいているご意見の中にあります、そういった科学的な根拠を示すことで不安をクリアできるということについては、調査を進めることで解消していただけるものというふうに考えておりますことから各種調査、断層調査について

もそうですが、科学的な根拠をもって住民の不安というのでも解消させていただきたいというふうに考えておりますので、その不安要素を解消することで、丁寧なご説明をさせていただければ少しでもご理解いただいているものではないかということで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 一つ目のお尋ねの3点目の議決の関係について私からも少し、繰り返しになってしまいますけれど、調査をし、きちんと手順を踏んで、ご説明をさせていただいて、こういう形で建設地となりましたと、させてもらいたいという前段が必要だと思っておりますので、所要の調査は必要であるということで今回、提案をさせていただいて、お認めいただけなかったということでございますので、そこもしっかりと受け止めて今後、管理者会で決定させていただきたいと思っております。

協定書について何か行動を起こしたのかということでありますが、これも繰り返し、ご説明をさせていただいていますが私、彦根市長として引き継ぎは受けましたが、協定書を履行する義務はないということも併せて伺っておりました。ただ、この協定書の主旨は理解をするという上で、私どもは管理者会において、この当該地域を候補地として推薦をし、更にこの協定書

の関係もご説明をさせていただき、訴訟のリスクも含めてですね、説明をさせていただいて候補地となり得るよう理解を得るための努力をいたしましたと、こういうことでございます。しかしながら、ご賛同いただくことはできなかった、管理者として、その責任において候補地を決めるということになったわけでありまして、広域の、圏域の全体を見ましてですね、どこが適地となるかということを考えましたときに選定委員会の選定結果に立ち戻って最大限、その結果を尊重し決めさせていただくというのが適当であるということになったわけでございます。その結論に至るまでに、当該地に関して断念をせざるを得ないという要因がですね、権利関係の複雑さということもありますし、要項を満たすことが極めてハードルが高いということをあらためて検証したということでございます。皆様方も、その資料については閲覧はしていただけるわけでございますので、あらためて資料にあたっていただくのも結構ですし、そうしたことのご理解を深めていただければと思っております。

○議長（西川正義君） 獅山君。

○2番（獅山向洋君） 今、事務局の方からですね、用地買収などについて、更にお答えがあったんですがね、いたい今ね、事務局の方で何をやっておられるのかがよくわからんのでね、聞いてるんですよ。普通はね、もうここ

でやろうと決めた場合はね、当然、もうこれは既にやっておられると思いますよ、登記簿謄本全部取ると、それから所有者、皆、調べる、その上で相続関係調べる。それと同時にですよ、いかに応募条件でそうになっていたとしても、やっぱりここの方々に大丈夫でしょうと言っていて、せっせと回るのが当然の仕事なんです。いざというときにね、いやあうちはもう売らんよと言われたら、これ大変なことなんです。そう意味では、しっかりと対応していくというのは当たり前の話なんでね、私が聞きたいのは、そういうことをちゃんとやっておられるのかどうかということです。

それともう1点、やっぱりね、これはいったい単価がどれくらいになるんだらうかというのはね、やっぱり買収に応じる方々にとって、非常に重要な問題なんです。いったい、そんなことについての協議なりね、あるいは評価なりね、評価額ですな。そういうことまできちんとやっておられるかどうか。その辺のことは、まさにね、事務局のやる気の問題なんでね、やっておられないなら、逆に言うたら事務局どうなるかわからんで適当に過ごしていこうかと思ってやるんじゃないかなと心配してるんですよ。そういう意味で、もう1回、いったい今、何をやっているのかということだけでもね、答えておいていただきたいと思います。

それから、今、管理者の方から答弁ありましたけどもね、私が聞いているのはそうじゃないんですよ。引き継ぎというのはね、やっているのに結局はね、今までのやり方はやめて公募することにしたと、こうおっしゃるからね、私はね、公募する前に原についてこういうね、引継書を書いといたんだけども、何かやったんかということ聞いてるんですよ。公募やってからね、原に選ぶ、選ばんとか、そんな意見を私は言うてるんじゃないんですよ。せっかく私の方で、そういう地元からの申し入れがね、あったんですよ。これはね、海瀬だって石寺だって地元からの要望、あったんですよ。開発委員会というのがちゃんとありましてね。あったんですよ。そんな地元の反対とかそんなじゃないんですよ。原についても、地元からの要望があったから引き継ぎしといたのにね、それについて、なぜ公募にすぐいってしまったのか、それまでになぜ原について考慮しなかったのかと、それを聞いているんですよ。また、その理由を聞いているんですよ。ちょっと、すり替えないでほしいですね。いかがですか。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 議員ご指摘いただいております用地買収の件につきましては、現状、断層等、不安視されているところもありまして、活断層が原因で、仮に竹原区への建設ができないというような場合が想定さ

れてしまいましたことから、これもやはり活断層等、調査を確実なものにして科学的根拠をもって真の建設地となるというようなことが見通しが立ってから、この買収の方を進めるべきではないかというふうに考えていることから、まだ、その深いところまでの交渉ということはさせていただいてはおりませんが、竹原区の区長様等で構成されています役員会の方では、今後、またそういったお話もさせていただくことにはなっていくかと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 協定書について、今、獅山議員がおっしゃった内容と本質的に原町さんがおっしゃっているところとは違うところがありますので、原町さんは前市長からこれを受けてくれと頼まれたから協定書を結んだんだとおっしゃっておりますので、私としましては公募することについてですね、公募をして意欲があってしっかりそれで選ばれたならば、尚、よろしいということをお断をしたということでございます。その主旨は理解しつつも、やはり圏域全体の立場に立って、広域行政組合で公募をして地権者が賛同していただいて、応募いただいて、そして選ばれて真に候補地となるということが最も適切だと判断をしたということでございます。

○議長（西川正義君） 以上で、事前通告のあった質問は終了いたしましたので、一般質問を終結いたします。

○10番（安藤博君） 議長、動議。

○議長（西川正義君） 安藤議員、議長席へお願いいたします。

○議長（西川正義君） ただいま、安藤博議員から動議の発言がありましたので、これを許可をいたします。簡単に説明をお願いいたします。安藤議員。

○10番（安藤博君） 時間超過しておりますけれども、動議をお認めいただきましたので発言をさせていただきます。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会において、本計画を検討されました。パブリックコメントも、既に終わっているということでございます。この件に関しましては、2月定例会で提案をさせていただきましたが、継続審査という形で処理をさせていただきました。ただ、一部事務組合の議会においては継続審査は廃案になってしまうということが明らかになりましたので、あらためて提案をさせていただきたいということでございます。先ほどの答弁で明らかになりましたとおり、パブリックコメントで既に住民の皆さんからも、例えば、ごみ搬出ルートのご検討については心配の声もあるということをおっしゃっています。そして、彦根市向けには中継基地の話も出ております。そ

うということからいたしますと、この基本計画を地方自治法第96条第2項の議決案件に追加するべきという形で提案をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川正義君） ありがとうございます。

この際、確認をいたします。ただいまの安藤博君からの動議の成立につきましては、当組合議会会議規則第36条の規定によりまして、彦根市議会会議規則第16条の規定の例によりまして、2名以上の賛成者が必要となります。

お諮りします。本動議に賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川正義君） はい、ご着席ください。

賛成者が2名以上のため、本動議は成立をいたしました。暫時休憩をいたします。

〔午後5時49分休憩〕

〔午後6時07分再開〕

○議長（西川正義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。安藤博君ほか5名から提出されました会議案第2号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する

条例の一部を改正する条例案の提出に同意の上、これを日程に追加し、議題とすることに賛成の方々のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川正義君） ご着席ください。起立全員であります。よって、安藤博君ほか5名から提出されました、会議案第2号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案の提出に同意の上、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 会議案第2号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（西川正義君） 会議案第2号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。提出者の説明を求めます。安藤君。

○10番（安藤博君） 先ほどもお許しをいただきまして、動議の内容のご説明をさせていただきましたが、この基本計画に関しましては、既にパブリックコメントもされております。ただ、このことがもとになって今後、竹原地区であろうがいずれにいたしましても、この新ごみ処理場を建設していくところに向かって行くわけですか

ら、そのためにも、そういった基本計画がどういう形になっているのかというのが議会側が知り得ないということでは真の審議ができないということから、地方自治法の第96条第2項に追加をしていただきまして、私ども議会としても、その基本計画の中身を熟知した上で審議をしていくという環境づくりに議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

〔午後6時09分休憩〕

〔午後6時13分再開〕

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、会議案第2号に対する質疑に入ります。質疑の通告はございません。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 以上で通告による質疑あるいは他の質疑はございませんでしたので、続きまして、これより討論に入ります。討論に入りますが、皆さん討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 通告にもございませんし、皆さんの討論もございませんでした。討論なしと認めまして、討論を終結いたします。

これより採決を行います。ただいま

議題となっております、会議案第2号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西川正義君） ご着席ください。起立全員であります。よって、会議案第2号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程、全部終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成30年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

午後6時15分閉会

会議録署名議員

議長 西川正義

議員 西澤清正

議員 北川元気